

洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 7 年 6 月 会 議

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 7 年 6 月 1 6 日 (火曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 諸般の報告について

日程第 3 行政報告について

日程第 4 一般質問について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 4 まで議事日程に同じ

出席議員 (1 4 名)

1 番	岡 崎	訓 君	2 番	越 前 谷	邦 夫 君
3 番	五 十 嵐 篤	雄 君	4 番	高 臣	陽 太 君
5 番	千 葉	薫 君	6 番	立 野	広 志 君
7 番	小 松	晃 君	8 番	沼 田	松 夫 君
9 番	板 垣 正	人 君	1 0 番	七 戸	輝 彦 君
1 1 番	篠 原	功 君	1 2 番	大 西	智 君
1 3 番	下 道 英	明 君	1 4 番	佐 々 木	良 一 君

欠席議員 (0 名)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	真 屋 敏 春 君	副 町 長	八 木 橋 隆 君
総務部長 兼 税 務 財政課長	遠 藤 秀 男 君	経済部長	伊 藤 里 志 君
洞爺総合 支所長兼 庶務課長	大 西 康 典 君	総務部次 長 兼 住民課長	澤 登 勝 義 君

総務課長	毛	利	敏	夫	君	企画防災課長	鈴	木	清	隆	君
健康福祉課長	皆	見		亨	君	健康福祉センター長	山	本		隆	君
観光振興課長 兼洞爺湖温泉支所長	佐々木	清	志	君		火山科学館長	木	村		修	君
産業振興課長	佐	藤	孝	之	君	建設課長	八反田			稔	君
環境課長	若	木		涉	君	上下水道課長	篠	原	哲	也	君
ｼﾞｵﾊﾟｰｸ推進課長	武	川	正	人	君	農業振興課長	杉	上	繁	雄	君
会計管理者兼会計課長	田	仲	喜美江	君		農業委員会事務局長	片	岸	昭	弘	君
教 育 長	綱	嶋		勉	君	管理課長 兼学校給食センター長	天	野	英	樹	君
社会教育課長	永	井	宗	雄	君	代表監査委員	宮	崎	秀	雄	君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	議 事 係	平	間	義	陸
庶 務 係	阿	部	は	る	か				

◎開議の宣告

○議長（佐々木良一君） 皆様、おはようございます。

ただいまから、洞爺湖町議会平成27年6月会議を開会いたします。

現在の出席議員は14名全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（佐々木良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、1番、岡崎議員、2番、越前谷議員を指名いたします。

◎諸般の報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、これでご了承願います。

ここで、議会運営委員会の所管事務調査の報告を願います。

小松委員長。

○議会運営委員会委員長（小松 晃君） おはようございます。

議会運営委員会からの所管事務調査報告を行います。

調査事項は、洞爺湖町議会平成27年6月会議の運営についてでございます。

調査日は平成27年6月9日。

出席委員は、私、岡崎副委員長、越前谷委員、五十嵐委員、七戸委員、大西委員。

委員外として、佐々木議長、下道副議長の出席もいただいております。

説明員は、八木橋副町長です。

結果、会議の期間については、6月16日から6月18日までで、審議日程については、裏面のとおりでございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木良一君） ご苦労さまでした。

以上で、諸般の報告を終わります。

本会議の会議期間については、本日から18日までといたしますので、議会運営にご協力をお願いいたします。

なお、洞爺湖町は、今月からクールビズ体制をしておりますので、皆さん、暑ければ上着等を脱いでも結構でございますので、申し添えます。

◎行政報告について

○議長（佐々木良一君） 日程第3、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、町長の行政報告を許します。

真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 平成27年6月16日、洞爺湖町議会平成27年6月会議に町の行政報告を申し上げます。

一つ目に、北海道立洞爺少年自然の家についてでございます。

北海道立洞爺少年自然の家については、道立少年自然の家の先駆けとして、昭和48年に開館し、以来、41年の長きにわたり、宿泊施設の機能を有しての集団生活や野外活動、生涯スポーツの普及など、各種イベント等を開催して、多くの方々に利用されました。

平成25年11月に、北海道教育委員会から、道内6カ所ある自然の家の見直しの方針が示され、洞爺少年自然の家については、平成26年3月末をもって廃止され、北海道による施設の解体工事が本年3月末に終了いたしました。

施設の廃止に伴い、町として、北海道教育委員会に対して、跡地での野外活動や交流の広場として活用することとした要望書を提出し、本年4月21日付で、北海道より道有地や立木、物置などの無償譲与を受けたところであります。

また、給水設備や貯水槽については、工期などの問題があったため、北海道の費用負担より町で撤去工事を行うこととなり、給水設備の撤去工事に係る補正予算を本議会に提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、本敷地については、工事の終了後に公園として管理していくこととしており、9月会議に公園条例の改正を提案することとしております。

二つ目に、鹿児島県口永良部島の噴火災害に対する見舞金及び義援金についてであります。

5月29日に爆発的な噴火が起きた鹿児島県屋久島町口永良部島では、活発な火山活動が続いており、口永良部島の島民78世帯141名の方々が、今もなお、避難生活を続けられています。被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

町では、このたびの口永良部島噴火災害に対し、同じく火山活動を有する町として、屋久島町に30万円の見舞金をお渡しすることといたしました。本会議に補正予算を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

また、6月1日から7月31日までの2カ月間、町民の皆様に義援金の支援を賜りたく、町内公共施設6カ所に義援金箱を設置いたしました。町広報誌や防災無線等で広く周知を図ることといたしております。

議員各位を初め、町民の皆様からの温かいご支援をお願い申し上げます。

三つ目に、日中観光文化交流団の参加についてであります。

日中政府レベルの合意による双方の観光分野での交流拡大に向け、日本側から3,000名規模の訪中団が去る5月21日から5月24日の日程で中国を訪問いたしました。

北海道からは、高橋知事、神戸道議会議員、近藤観光振興機構会長を含む観光・経済関係

者約180名、洞爺湖町からは、町長、観光振興課長が参加いたしました。人民大会堂における交流の夕べや地方創生シンポジウムのほか、トラベルフェアなどの交流が行われ、富裕層の北海道人気の高さをうかがい知ることができました。

今後、北海道創生重点戦略の中で、外国人観光客300万人誘致に向け、関係機関との連携をもとに、引き続き協力してまいります。

四つ目に、伏見橋の復旧事業についてでございます。

伏見橋崩落調査委員会から、本年3月16日に、崩落原因究明等の検証結果の報告書が提出され、復旧事業について、北海道農政部と協議を重ねてまいりましたが、5月29日に、道営農道整備事業が承認され、北海道が事業主体となり総事業費約5億円、事業負担割合は、国が55%、北海道及び町がそれぞれ22.5%となっております。

また、事業期間は、今年度から平成29年度までの3カ年間として着手されますが、北海道に対して一日も早い復旧に向けて要望してまいります。

なお、本年度の負担金につきましては、本議会に補正予算を提出しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

五つ目として、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況について、次のとおり報告いたします。

なお、朗読については省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で町長の行政報告を終わります。

次に、教育長の行政報告を許します。

綱嶋教育長。

○教育長（綱嶋 勉君） 教育委員会の行政報告を申し上げます。

まず、一つ目でございます。

虻田郷土資料館の資料展示がえについてでございます。

虻田郷土資料館は、昭和52年に洞爺湖町に開館され、以来、平成12年3月の有珠山噴火被害により休館を余儀なくされ、平成16年4月に高砂町にある旧虻田町教育委員会の庁舎を改修して移転開設しました。

このたび、現在地での開館から10年が経過したことから、噴火被害により修復を施した資料等を含め、大幅な展示がえとともに、解説板を充実させ、郷土の発展に使われてきた農漁具や生活用品などへの理解とともに、多くの方々に郷土の歴史への興味を抱いてほしいと願っております。

今後も、関係団体等との連携により、施設の展示内容の充実を図ってまいります。

次に、桜ヶ丘保育所及び洞爺保育所の運動会についてでございます。

桜ヶ丘保育所の運動会については、昨年まで単独で実施しておりましたが、入所児童の減少により単独開催が困難であることから、洞爺湖温泉小学校の協力を得て、同校の運動会に

参加する形で、去る6月6日、同校グラウンドで開催しました。

保育所児童は、「かけっこ」「遊戯」「親子協議」の三種目で参加し、ちびっ子たちのかわいらしい姿に多くの声援を受けるとともに、好評を博しました。

次年度以降も同様の形態での実施を考えています。

また、洞爺保育所におきましても、児童数の減少により単独開催が困難であることから、とうや小学校の協力を得て、本年度から、小学校と保育所の合同運動会として、6月20日に、とうや小学校グラウンドで開催しますことをあわせて報告いたします。

次に、最後の「洞高カフェ」の開催についてでございます。

生活ビジネス科の特徴を生かした調理や接客を実地で学ぶ洞爺高等学校の「洞高カフェ」が、6月24日、洞爺水の駅での開催をもって最後となります。

「洞高カフェ」は、平成23年から始まり、地域の食材を使ったスイーツのメニューを考案し、飲み物とともに提供してきました。

同校の閉校により最後となる今回は、イチゴを使ったスイーツを飲み物とともに提供することになっています。

地域に親しまれた名物行事の最後となりますことから、多くの皆さんにご来場いただき、スイーツをご賞味いただくとともに、生徒たちに温かい一言をかけていただければ幸いです。

次は、公立高等学校配置計画案についてでございます。

去る6月2日、北海道教育委員会から平成28年度から30年度に係る公立高等学校配置計画案と平成31年度から平成34年度までの見通しもあわせて公表されました。

胆振西学区に関しては、平成28年度から30年度までの新たな配置計画案はありません。学区の検討事項として、平成31年度以降、平成34年度までには、中卒者が188人減少することが見込まれることから、4年間で3から4学級相当の調整が必要、欠員の状況やこれまでの調整を考慮した定員調整の検討が必要、また、伊達市内において、再編を含めた定員調整の検討が必要となっています。

今後、地域別検討協議会での協議などを経て、計画決定の予定となっています。

次に、虻田高等学校バレー部寮の移転等についてでございます。

虻田高等学校支援の一環として、同校バレー部に平成17年8月から旧月浦小学校を寮施設として貸与しています。近年、体育館の床の一部が抜けるなど、昭和11年に木造で建設され、ことしで79年目を迎える建物の老朽化が著しく、大規模修繕も難しい状況となっています。

このたび、生徒の安全確保を図るべく、虻田高校関係者と協議し、移転先を探していたところであります。このたび、移転先として、本町地区の「松よし旅館」さんをバレー部寮施設として借用することについて、関係者の協議が整いましたことから本年9月末をめどに移転を進めてまいります。

また、旧月浦小学校で実施しています学童保育事業につきましても、洞爺湖温泉小学校に併設されています地域連携施設へ移転することとしておりますので、あわせて報告いたします。

次に、各種事務事業の取り組み状況についてでございます。

前会議から本会議までの各種事務事業の取り組み状況については、次のとおり報告いたします。

なお、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 以上で、行政報告を終わります。

◎一般質問について

○議長（佐々木良一君） 日程第4、一般質問を行います。

本日は、10番、七戸議員から、13番、下道議員までの4名を予定しております。

初めに、10番、七戸議員の質問を許します。

○10番（七戸輝彦君） おはようございます。

10番、七戸輝彦です。

4月の統一選におきまして、5期目の当選を果たすことができました。5期目の今期につきましては、初心に返り、まちの中に出て、町民のよき相談相手となり、その中から行政の問題点、私たち議員の果たすべきことを議会で取り上げてまいりたい、そのように決意している次第でございます。

町が行っている事務、仕事は、余りにも幅が広く、町長を初め、職員の方々も日々、ご苦労されているのではないかなと、私はそのように思っております。しかしながら、その町の仕事の幅の広さゆえに、町民からすれば、まさかこのような相談事を町で取り扱っているわけがないとか、相談先がよくわからないなどといった声もよく聞かれるところです。このような小さな町民の声を声として、これを伺い、一つでも問題解決に役立てたいと考えております。

本日、最初の一般質問は、通告にありますとおり、LGBTの皆さんがありのままに暮らせるまちにという内容の質問です。

後で説明いたしますが、このLGBTの質問につきましては、偏見や長年のあしき習慣、これが世の中にはびこっており、議会質問として取り上げること自体に反対の方も多数おるであろう、そのように考えております。私は、そのことを承知しておりますが、今回は、このLGBTに真っ向から取り上げてまいりたいと考えている次第です。

例えば、生理的に違和感を持ったり、あるいは嫌悪感を感じる方もおられるかもしれません。私は、反対に、そういう方にこそ、問題を示し、聞いていただきたい、そのように思うのです。そして、この問題につきましては、きょう、私は確認しておりませんけれども、テレビのほうでも、けさのニュース番組の中で取り上げられていたり、それから、多くの新聞でも取り上げられているところでございます。

本日もまた、全国に向け、この議会の様子をネットで配信しております。大変多くの方がこの質問を見ておられるのではないかなと感じているところです。そして、ある人は固唾を

のんでこの議会を見守ってくれている、そのように思っております。ある意味では、オーバーな話ではなく、私の議員生命をかけての質問でございます。町長も真剣に向き合っていたきたい、そのように述べさせていただきます。

それでは、本題に入ります。

その前に、議場の皆様に、これはご存じかとは思いますが、LGBTという語句について、少しだけ説明させていただきます。

LGBTには、Lはレズビアン、Gはゲイ、Bは、バイセクシュアル、両性愛者のことでございます。Tは、トランスジェンダー、生まれつき性に違和感を持たれている方々のことです。この頭文字をとりましてLGBTと表現されており、一般的な日本語訳では、性的喪失者とか性的マイノリティとか、そのように言われているところです。

ただ、私自身は、勉強するにつれ、この4種類に分けられているLGBTの方々全て同じに扱うというのは相当無理のある話だなと、そのような感じておりますけれども、今回は、一般的に世間で使われているLGBTという表現を使わせていただきたいと思います。

性的少数者と言われていますが、それでは、LGBTの方は全体の何パーセントぐらいおられるのかということなのです。これは、決して少数ではありません。後からお話しますが、環境の無理解という事情から、ひっそりと暮らしておられる方々も多く、調査すると意外に多いことがわかります。調査により、数字が相当違うことがありますが、ある信用のおける大手の調査会社が全国の7万人を対象とした調査を行ったところ、LGBTと回答された方は全体の5.2%となっております。

洞爺湖町に当てはめると、実に400人、500人の方がLGBTということになります。まさか、洞爺湖町にはこの少数者の方々がそんなに多くいるわけではないと思われる方もおられるかもしれませんが、これは例外のない事実です。

また、この調査によりますと、LGBTの方は、63%の方が生きづらさを感じている、そのように回答されているのも事実です。

そのようなことを背景にいたしまして、この3月に東京都渋谷区で同性カップルを男女の結婚に相当する関係とこれを公的に認める「パートナーシップ証明」を発行する条例が制定されました。LGBTの方には大変に朗報であったのではないかなと思います。今現在、細かいルールづくりは渋谷区のほうで行われているという状況になっていると聞いております。

これに対する町長の率直な考え方、ただし、今回の一般質問で、議会でも取り上げられるのも初めて、北海道の中でも取り上げられているのがそう多い話ではありません。ひょっとしたら、今回の質問が一番初めなのかもしれません。そういうこともありまして、恐らく、初めて、町長も、町側の管理職の皆さんも初めて向き合うことなのではないかなと思います。

私は、正直に申し上げまして、この議会が第1回目です。この議会だけで終わらせる話ではなく、また半年先、1年先にもやっていきたいと思いますので、きょうは勉強のつもりで、お互いに話をしていけたらと思っております。

町長のお考えを伺います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 正直に申しまして、私自身も初めて触れた問題でございまして、ちょっと驚いているというのが現実でございます。驚いているというのは、私どもの町にもこういう方々がいらっしゃるのかなというような驚きでございます。

最近の話でございますけれども、この間もテレビで、これは首都圏のほうにお住まいの女性の方だと思いましたが、やはり、このようなお悩みを持っていて、結果的に婚姻届を出したと——婚姻届というか、いわゆるパートナーシップに関する証明をいただいたような話を聞きました。当時のその方の状況を振り返ると、親子さん、保護者の方は、どうしてこのようなことになってしまったのかという内容が出ていたかと思っておりますが、今現在、その方は、パートナーと一緒に幸せにお暮らしになっているということで、それはそれで、幸せな暮らしができるのであればよいことなのかなというふうに個人的は思います。

しかし、その方の場合には、首都圏というところで、たくさんの働き口もあり、自主自立の道を歩んでいくことができる。パートナーの方も、たしか、何らかの仕事をしておられたと思ひまして、ある意味、幸せに暮らせるのであれば、その方々にとっては本当によいことなのかなというふうに思いますが、私どもの町の環境に合せたときに、果たしてそれだけの条件がそろっているのかなというのと、必ずしも、まだそこまでは成熟していないのかなという感があるところでございます。

当町といたしましても、まずは、制度の理解、あるいは、性的少数者と言われている方々への正しい認識ということをしっかり捉えていく必要があるのかなと。さらには、国の動向や社会情勢など、どのような取り組み方をすることによって、その方々がその地域で幸せに暮らしていけるのか等々について、これから一生懸命勉強していかなければならないというのが今の率直な思いでございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 多分、私がこのLGBTについて取り上げるということを、何か唐突なことだと思う方がおられるのではないかと思います。しかし、これもまた正直な話ですが、今まで4年間、皆様のおかげで副議長という大役を務めさせていただきました。この副議長という立場は、ある意味では、議会を代表しておりますし、できない話とかできない質問もいっぱいありました。私は、この役職がなくなったときには、一番先にこの質問をしたい、そのように考えていたのです。

その大きな理由というのは、私の近くにLGBTの方がいて、悩む姿を知っているからなのです。LGBTのうちの何かという話は避けるといたしまして、本人を初め、家族も、これは言葉ではあらわせないほど悩み苦しんできた、そういうような姿を見ております。社会や周辺の環境が無理解なために、本人がLGBTと感じ始めたときから、その苦悩は始まります。先ほどもお話ししましたように、性的多数者の中には、少数者に対し、一種の違和感を持つだけではなく、異常な方だと批判する人もおられます。また、4種のLGBTの方について、全てが病気だから治したほうが良いと病気扱いする人もおられます。

恥ずかしい話ですけれども、実は、過去には、私もその中の一人でありました。そのLGBTの方と一緒に精神科の門をくぐったこともあります。このことを相談したら、病院のお医者さんは、一笑に付しました。ケースによりますが、今回のことも含め、ほとんどの場合、病気ではない、病気と考えるあなたの思考のほうに問題があるのだと、そのようにぱっさと切り捨てられました。このときから、少しずつ、彼ら、彼女たちに対する理解が深まってまいりました。理解が深まるにつれて、だんだんとLGBTの方の相談を受けるようになりました。

数も思っていたよりも多く、悩みが深いということも知るようになりました。どうしても周囲の理解が得られず、LGBTであることを必死になって隠して生きる日々。私も、本人の同意がない限り、他人に話すことはありません。

また、これだけ話してもまだ、LGBTの方はそんなに多くはないだろうと、大体、私の周りにはそういう方はおられない、そのように考えられる方や、困り事を直接聞いたことがない、そのように思う方がおられるかもしれません。しかし、大変申し上げにくいのですが、それは大変に深刻なことだと思います。

自分の周りにLGBTの方が見えないということは、その方自体にLGBTの方への理解がないからなのです。だから、打ち明けてくれないのです。物心がついたときから、例えば、女の子がスカートをはくのに違和感を覚える、ところが、周囲は理解ができずに、スカートをはくことを無理強いする。学校に入ると、さらに周囲の理解が得られない。働くようになると、LGBTを理解して勤めさせてくれる職場も少ない。下手をすると、そのことを知られることにより職場を追われることもある。

それでも、以前とは違い、現在は、ネットが進んだことで、パートナーが見つかりやすい環境となったと言われています。そして、この万難を乗り越えて、カップルで暮らそうとするゲイとかレズビアン、あるいは、両性愛者の方、トランスジェンダーの方が住居を探そうとする。正面切って話して理解を得られることはなかなか難しいのです。

このたび、一番の相談を受けたのはこれです。この要件で最も難しいのは公営住宅です。公営住宅に入るために、同性同士のカップルで申し込むということは、ほとんどのまちで門前払いをされる。私たちは法のもとで平等だよね、憲法のもとで平等だよね、だけれども、同性カップルが男女のカップルと同じように結婚しようとしても法律が認めてくれない。したがって、公営住宅にも入居できない、そういうことを相談されたのです。

これらについては、次回の議会以降にまた触れますけれども、例えば、彼らを夫婦と同じと認めない限り、相続権の問題、それから、保険の問題もいろいろと出てきます。今回、焦点としたいのは、まず、LGBTのカップルに対しても、夫婦と同じように公営住宅の申し込みができる、それを要件とするべきではないかということです。

きょうは、この1点についてだけと思ったのですが、もう一点、私は、よくわからない部分がありまして、例えば、このように同性愛者同士と一緒に暮らして、片方の名義で国保に入り、その国保の中にもう片方が入ることができるかどうか、そのこともこの質問の

中で確認したいと思ったのです。この2点だけ、考え方をお聞かせください。

○議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

○建設課長（八反田 稔君） まず、公営住宅の関係で、答弁させていただきます。

今、議員からお話があったとおり、L G B Tの関係につきましては、現在、公営住宅に入居できない状況でございます。その内容について、若干説明させていただきます。

町営住宅につきましては、公営住宅法に基づきまして、国と地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設し、現在、維持管理されております。

その中で、町営住宅の入居資格につきましては、洞爺湖町住宅条例に定められており、高齢単身者や体のご不自由な方々のほかに、今言われております入居者に同居しようとする親族がいることを規定してございます。この親族は、先ほどもお話がありましたが、家族や夫婦のほかに婚姻届を提出していない事実婚のカップルや結婚予定のカップルは含まれますが、先ほどもお話ししたとおりでございまして、同性カップルは、同性婚が認められていないため、現在、町営住宅に入居できない状況となっております。

公営住宅の歴史的な経緯といたしましては、昭和26年に公営住宅法が制定されてございまして、その当時、家族向けの住宅が不足していることから、同居親族を有する家族の世帯に対して住宅を供給していることから、この公営住宅法にて同居親族要件が規定され、条例に継承され、現在に至っているものでございます。

また、もう一点申し上げますと、親族の関係でございしますが、今お話がありました事実婚のカップルにつきましては、住民票に未届けの夫または妻と、事実上の婚姻関係があることが証明されております。同性カップルの場合は、事実婚と同じような夫婦または家族としての判断基準が現在はないことから、今後については、町営住宅の運営上の取り扱いも踏まえ、慎重に研究していきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） 国民健康保険の資格取得についてのご質問でございます。

まず、資格取得につきましては、住民票の世帯単位が一つの基準となっております。世帯主と同じ世帯であれば、同居人未届けの妻等でも国保に加入することはできるという判断でございまして、いろいろなケースがございますけれども、基本的にはこのようになっているということで、できるという判断でございまして。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 今の次長の説明でちょっとわかりにくかったのだけれども、このL G B Tの方に当てはめて考えると、例えば、ゲイのカップル、レズビアンのカップルがいて、そこで、どちらかが国保の資格を取得して、その中にもう片方が入るということは可能だということでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） 今言われるように、世帯主義にということになりますので、世帯主に国民健康保険証が貸与されて、世帯主と同居されているという立場で加入できるということでございまして、そのところには、性別的な要件というものは記載されておりませんので、加入できるという判断でございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） そのところが、やはり、一番わかりにくいですね。

国保に公営住宅の扱いの中では他人だ他人だという人が、国保の中には家族みたいに入っていけるという形なのであれば、何もゲイのカップルの方、レズビアンのカップルの方を特別扱いする必要はないのではないかと、私自身は単純にそう思うのです。

ただ、きょうは入り口の話ですから、いきなり2週間前に通告を出して、そこから勉強し始めた話だと思いますので、余り深い話もできないと思います。例えば、ほかの条例なのであれば、一番後ろのほうに町長が特に必要と認めるものというのがあるのですけれども、公営住宅の条例については、一生懸命読んだのだけれども、その1項がありませんでした。

条例上、この1項に近い項というのがありますか。

○議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

○建設課長（八反田 稔君） 今の関係でございしますが、私も何度も読み返したのですけれども、それに類似するものはなく、規定どおりの入居要件に伴っての入居しか可能ではないということになってございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 東京都渋谷区の場合も、何年か前から議会側が提起して、そこで初めてこのようにして皆さんが考え出したのです。その結果、3月の末にパートナーシップ条例ができ上がった、そういうような経緯をたどっていると聞いています。そういう意味からすれば、これから先、少し時間をかけてやらなければならない、そういうようなことだと思います。十分に考え方が伝わっていきまして、これから町側のほうとしてもしっかりと本腰を入れて勉強していく、そういうような姿勢だと考えております。

ただし、LGBTの方から直接話を聞くのです。多分、聞いたことがなくて皆さんは戸惑っているのではないかと思いますのですけれども、この入居要件というのは、彼ら、彼女たちにとっては、この上ない差別なのです。ちょっと考えつかないのですけれども、国の基準の中でやってきていて、国も差別する、各自治体まで来てもこの差別を受ける、そういうふうを考えさせられるわけです。ですから、彼ら、彼女たちにとっては相当に厳しい入居条件になっていると思います。

ただし、こう思うのです。先ほど言いましたが、町長が特別に認める要件というのがあります。町長が、いいですよ、公営住宅の空きに応募してくださいと今話しかけたとしても、そんなに簡単には出てこないと思います。これがフリーになったとしても、そう簡単に申し込む人はいないと思います。

それは、今までの社会の習慣の中で、それをひた隠しに隠して息を潜めて生きてきた人が

大勢いる、そういうようなことなのです。ただし、「まず隄より始めよ」という言葉があります。行政がLGBTの方に道を開く第一歩を踏み出せば、この町自体でLGBTの方が普通に暮らしていける、こういう町になることは間違いないと思います。

そして、このことについては、後でどなたから答弁をいただけるかわからないのですが、ほかのまちの様子を見ながら、国の動向を見ながらという言葉だけはぜひやめていただきたいと思います。なぜかというと、LGBTに対する考え方というのは、この町独自で持っていかなければならないことだと私は思っているからです。そして、北海道の先駆けとなって、この方々に町を開いていくのだと、そのようになってもらいたいと思うのです。

冒頭に申し上げましたように、LGBTの方は全体の5%おられるということは間違いないです。町民の方の理解も深まり、LGBTの方々がありのままに普通に暮らすことができる洞爺湖町になることができれば、人口も飛躍的に増加するのではないかと、そのように思います。

多分、東京都市渋谷区がパートナーシップ条例を設けたことで、この流れは全国へと波及していくのだと思います。そして、国も動かざるを得ない状況もできてるのだと思うのです。今は、急に理解が進まないとしても、5年後、10年後に、今、ここで私が話をしたことというのは、決して少数派ではなくて、理解する人は多数派になっているのだ、各地域で実現しているのだと、私はこのように確信している次第です。

町長には、ぜひ先進的な取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） まず、今、私どもの町は人口が9,400人くらいです。その中で、昔からの考え方を持っている人、そして、偏見だとか差別だとかということではなくて、そういう方々のことを思ったことがなかった方が多いのではなかろうかというふうな思いを实はしているところでございます。そういう方々が、本当に住みやすいところに住めるような環境があれば何の申し分もないところでございますが、そういう環境づくりというか、そういうところをまずしっかり捉えていかなければならないのかなというふうにも思っております。

また、今、個人情報につきましては、守秘義務というものがございまして、なかなか思うように伝わらないという部分があるわけですが、今の問題について、仮に各自治会長さん方と相談したとしても、まずは戸惑いから始まるのではないかという思いがしているところでございまして、今すぐにどうのこうのではなく、やはり、時間をかけて、皆さんがそれぞれ勉強しながら、いい方向に持っていければ一番いいのかなというふうにも思っております。

また、公営住宅の関係につきましては、公営住宅法ということで、いわゆる低所得者の方々には安価な金額で住むところを提供していきたい、国の考え方のもとに、それぞれの自治体がそれに共鳴して、公営住宅法にのっとった住宅をつくった。しかし、中には、高額収入の方もいらっしゃるし、所得の多い方もいらっしゃる。そういう方々には、ある一定の高額な公営住宅使用料をお支払いいただいて入居していただいているという部分もございます。

ので、公営住宅だけに限らず、民間の住宅もあるわけでございまして、そういう方々のご意見を拝聴しながら、そういう方々が住みやすい環境づくり、これをまずは構築していかなければならないと思います。今すぐにその方々に入っていただいても、果たして幸せになれるのかどうなのか、そこら辺は、私どももまだまだ勉強不足でございまして、もっともっと勉強しながら、皆さんとともにいい知恵を出していきたいなというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 町長の答弁は答弁として受けさせていただきます。

この質問の通告を出したときに、担当の課長さんは、どうしたらいいかわからなくて、一生懸命ネットで調べたということです。これはこれで、本当に勉強されたのかと思うのですが、正直に言いまして、ネットで調べるのは相当無理です。相手は人間ですから、やはり、接してみなければ、勉強になっていかないのではないかと思います。

先ほど、一番初めに話したように、このことをこの議会で取り上げて、一朝一夕に何かが進むなどという甘いことを私は思っておりません。ただ、一つ、池に石を投げて、波紋が広がらなければ、ある意味ではまるっきり進んでいかないことなのではないかと思って、この町議会に取り上げさせていただきました。これからも、ある意味では勉強、ある意味ではLGBTの方々ときちんと接して学んでいくということが必要になってくるのではないかなと思っています。

私は、この質問につきましては、多分、議員をやっている間はライフワークとしてさせていただきますので、きょうは入り口の話だけで終わらせていただきまして、次の質問に移りたいと思います。次回も必ず質問しますので、お互いに少しずつ、私も高めてまいりたいと思いますので、町側も勉強をお願いいたします。

次に、高齢者の方に優しいバスのあり方について質問をさせていただきます。

余り難しい話ではないのですが、このことにつきましては、3月の解散前の議会ではとうとうお話ししましたので、前置きは省略させていただきますが、高齢者の方がよく利用しているコミュニケーションバスの階段についてです。これは、地面から高過ぎて、役場で調べたらたしか27センチと聞いていました。乗りおりがしにくいと。現実にそのステップを、これは土足で使っているステップですね。四つんばいになってはい上がっている方もおられるそうで、本当に苦労されている方がいっぱいいらっしゃるようです。このバスは、本当は高齢者の方のためのバスではないのだろうかという疑問がありまして、早くステップを上下するバスにするか、そのように改造してほしいという町側の考えを伺いました。

町長は、極めて前向きな答弁をされたわけですが、この3カ月でどのように進展しているか、あるいは、方針が決まったのか、伺いたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 道南バスが運行しております虻田地区コミュニティバスの乗降口のステップが高いため、お年寄りの方がバスの乗車時に苦労されているということです。

この部分は、以前、議会の中でお話を伺って、また、こちらのほうでも確認をしていると

ころでございます。決して望ましい高さではないということは認識しているところであります。議員からのお話の後、いろいろ検討をさせていただきました。

一つには、補助ステップをつけてはとの検討をさせていただき、製造会社へ問い合わせ等でお聞きしたところでございます。現在使用しているバスの耐用年数、経費の問題、また、積雪地域路線バスでの使用、また、駅前や国道での段差があるところでのステップという部分で停車の問題がいろいろあるところも確認したところでございます。

また、ノンステップバス、道南バスが所有しているものもございます。これについては、車幅については細い道を通るのが難しいということで、また、ノンステップバスでも高さが27センチと高いということで、難しいところということになっております。

そうした中で、道南バスとも協議したところ、乗車が難しい方に対しては、運転手の方に踏み台を置いていただいて乗っていただく形で、現在、準備をしているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 課長、だめです。それがだめだという話を前回の議会でしたのです。

それで、町長の口から、せっかく高齢者の方に使っていただくためのバスの現状を聞いたのだから、それに対して対応しますと。箱を置いたり補助をつけるというのはだめなのです。以前にも、補助をしてくれる、介助してくれるという話がありましたが、これはだめなのです。だから、バス自体をかえなければだめだという話をしたのです。この後退した話というのは世間に持っていきません。

町長、どうですか。前の議事録を引っ張ってしゃべってもいいのですけれども、議事録を持っていないものですから。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、課長が答弁したとおりでございまして、その後、いろいろな調査あるいは研究もさせていただいたところでございしますが、ノンステップバスの高さそのものも27センチあるということで、では、乗れるバスといったら何があるのだということの中で、今、踏み台を置いたほうがいいのか、あるいは、運転手の方の手厚い介護を受けたほうがいいのか、そういうことを今まで検討してきたわけでございしますが、万が一それでも乗れないという方になりますと、やはり、別な方策といいたいまいしょうか、そういうことも考えていかなければならないのではないだろうか。

まずは、今、町内にそういう介護がどうしても必要だという方の人数を洗い出すこと。そして、その方々が何か乗り物を利用するときに、どういうふうな乗り物なら乗れるのだろうかということもやはり検討していかなければならないのだろうなと思っております。まずは、人数の洗い出しといいたいまいしょうか、そこら辺が一番のポイントになるのではないだろうかというふうには思っております。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 要するに、ドライバーさんに出てきてもらうのが気の毒で言えないという話です。ドライバーさんが変わったら、体制が変わるのです。これは、町が努力して

も何を言っても変わるというのは事実だし、介助を受けるほうの抵抗があるというのも事実です。やはり、昇降式のものをつけてもらうという話をしていたので、昇降式のものをつけるともっと楽なはずですよ。27センチのところを乗り越えて歩くというのは、若者用のバスとしか私は思えないのです。ところが、バスの種類をちょっと押さえていないので、バスの車種を押さえて、もう一回、提案させてもらいたいと思います。

とにかく、今、課長が答弁されたようなことではおさまるわけがないのです。現実には、そういう方に聞いてみていただきたいと思います。

ですから、これは、やめるのではなく、また次の議会に先送りします。

それから、もう一つです。

これは、町議選のときに、高齢者の方から大分お叱りをいただきまして、某大型店のバス停の前のベンチが取り外されており、足腰の達者でない高齢の方が難儀をしているという苦情でした。本議会まで待っておられませんので、担当の方に調査とベンチの復活、それから、できれば待合室の設置もというお話もしたのですが、取り外された理由や経緯、今後のことについて対応を伺いたい、そのように思います。

○議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

○企画防災課長（鈴木清隆君） 高砂地区の大型店舗の前にありましたベンチであります。

議員からご連絡をいただき、撤去の状況を確認したところでございます。このベンチは、店舗所有のものでありまして、店舗内大型看板の下にあったものでございます。撤去の内容をお聞きしたところ、札幌市内で店舗看板が落下し通行人が大けがをした事件がございまして、店舗看板下にあったベンチを利用している方が看板落下によりけがをしたりしたら危険であるため、撤去したというお話を聞いているところでございます。

このバス停は、買い物をされた方がバスを待つときに利用しているのを町も以前から確認しているところでございます。一昨年、路線バスの停留所に待合室を設置するときも、この場所に待合室をとということで検討したところでありますが、そのときに、大型看板がある下に待合室を建設する許可が得られなかったということで、整備されなかったところでもございます。

お話の後、現在、室蘭開発建設部と3人がけのベンチを設置することとして協議しているところでございまして、今しばらくお待ちいただければと思っております。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） この件についてはよくわかりました。

私も、現場を確認したら、大きな看板の下にあって、それがさびてきているという現場も見てきましたので、これは、やはり、やむを得なく外したのだらうなと感じています。荷物に座っている人も随分多いので、なるべく早く話をつけてあげていただきたい、そのように思います。

それでは、最後の通告の3問目に入ります。

町の文化財のあり方というのは、古く歴史的意義をとどめている建物の保存ということで、

以前にも同様の質問をしたことがあります。最初に、町内にある国、道の指定の文化財、また、町の指定の文化財というものがあるのかないのかわからないのですけれども、このことについて伺っておきたいと思います。数とか、どのようなものがある、どのような管理状況になっているか、あるいは、年間の管理費はどれぐらいかかっているのかということも、あらあらで結構ですから教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

○社会教育課長（永井宗雄君） 町内には、国指定文化財の入江・高砂貝塚で1件、北海道指定文化財の入江馬頭観世音碑、入江貝塚出土品の2件、それから、町指定の文化財といたしまして、月浦獅子舞、曙獅子舞、香川獅子舞、入江馬頭観世音碑群、大磯馬頭観世音碑群、洞爺村移住開拓記録「岩倉日誌」、また、史跡入江・高砂貝塚9号環状列石出土の遺物の7件がございます。

管理状況につきましては、入江・高砂貝塚につきましては、園地及び環境の整備、貝塚の出土品につきましては、入江・高砂貝塚館での保存整備、獅子舞につきましては、それぞれの保存会により管理されており、主な管理費用につきましては、職員の人件費を含めないで貝塚園地の環境整備について40万円、獅子舞については、地域の保存会に対しまして活動と伝承を支援するため、各5万円を補助しております。

貝塚の出土品を管理、保管している貝塚館の維持経費につきましては、176万5,000円となっている状況でございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） 特に伺っておきたかったのですが、町の文化財として指定しているものは、基準といいますか、どの機関により決定されるのか、お聞かせください。

○議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

○社会教育課長（永井宗雄君） 町における文化財の指定につきましては、洞爺湖町文化財保護条例に基づき、洞爺湖町にとって重要なものにその保存及び活用のため必要な措置を講じ、文化的痕跡の隠滅を防止し、町民の郷土に対する認識を深めるとともに、教育、文化の向上に資することを目的として指定しているところでございます。

指定に当たりましては、指定しようとする文化財の所有者及び権限に基づく占有者の同意を得た上で洞爺湖町文化財運営審議会に諮問をし、洞爺湖町教育委員会会議で審議を行い、指定の決定がなされるところでございます。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） よくわかりました。

特に、懐古趣味に浸るというわけではないのですけれども、前回にこのことを話したのは何年か前だと思うのですけれども、今回の質問までの間、貴重な建物も随分姿を消しているのではないかというのが私の残念なところです。

民間所有の建物なので、具体的な名前は言えませんが、大磯地区にあった旧番屋跡です。この近辺につきましては、古い建物というのは残していただいているようですが、この取り

壊された建物というのは、旧虻田町の漁業の隆盛期を示しているのではないかなというほどの建物でありました。多分、きちんと修繕すれば、例えば日本海側に名所として公開されている番屋跡と遜色がなかったのではないかなと、そのように思っています。噴火湾に現存する番屋跡としては大変貴重な建物ではなかったのかと思っていますところ。

また、もう一つ残念だったのは、浜町に隆盛を極めたころの薬品の製造工場がありました。一部残っていた屋外のれんがづくりの装置も早々となくなりました。これらの建物というのは、北海道開拓の村あたりだったら、全道各地から移築された建築物があるのですが、それに匹敵する、あるいは、それ以上のものだったのではないかなと私自身は思っているところ。

ただ、残念だ、残念だと言っているけれども何の生産性もありませんので、これから先、そういう建造物は何かの方法で残しておかなければならない。残していけば、この町からも、将来、国の重要文化財とか道の文化財になりそうなものも今はたくさんあるはず。

洞爺湖町には、例えば、相当古い、理髪店跡の民家などがあります。例えば、本町のその理髪店から伊達側というのは、昭和のレトロ通と表現された時代もありました。この町に長く住んで、なれ切った私たちは、そのよさや貴重さがわからないのかもしれないかもしれません。

民間の建物ですので、非常に難しいかもしれませんが、例えば、民間の建物ではなく、きょう報告のあった月浦の小学校跡ですとか、そういうものは何らかの形で活用して残してってもらいたい、そのように思います。

保存ということに對しましては、大変お金もかかるでしょうから、余り無理には言えないのですが、文化活動はお金のかかることだと決まっていますので、将来、そういう考え方を少し持つべきではないか、そのように考えております。

簡単に答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

○社会教育課長（永井宗雄君） 町内の建物及び構造物に関しまして、古い年次のものを含めまして調査してまいりたいと思っております。

○議長（佐々木良一君） 七戸議員。

○10番（七戸輝彦君） なくなったら元も子もないものですから、ぜひお願いしたいなと思います。まずは、調査からよろしくをお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（佐々木良一君） これで、10番、七戸議員の質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。

再開を11時20分とします。

（午前11時09分）

○議長（佐々木良一君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前11時15分）

○議長（佐々木良一君） 次に、3番、五十嵐議員の質問を許します。

3番、五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） 3番、五十嵐でございます。

4年ぶりの質問になりますので、ちょっと緊張しておりますけれども、なるべくスムーズに質問ができるように努力したいと思います。何分、ふなれでございますので、自分の理解不足や知識不足で的を射ない質問になる場合もあるかもしれませんが、皆さんの遠慮のないご指摘をいただいて、質の高い、いい質疑ができればいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

また、今回通告しております2件の質問に対しても、そんなに難しい質問ではございませんので、適切な答弁をいただけるものと、そういうふうに思っております。

今回、2件の質問をさせていただきますけれども、皆さんご存じのとおり、昨年、日本創成会議から、このまま少子化が進んでいけば、近い将来、消滅都市が発生するという衝撃的な発表がございました。このような危機感の中から、実は、この2件の質問は、それぞれの各委員会が町に対して提言したものでございますが、この基礎になっているものが、今申し上げました危機意識の中から生まれてきた提言でございます。

そういうことでございますので、前向きに取り組んでいただきたいということと、もちろん、国もこの創生に力を入れているところでございますし、真屋町長も、執行方針の中で、財政はまだまだ厳しいが、人口減少、少子高齢化が急速に進む中、まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略の策定を進め、人口減少問題と向き合いながら、地域の魅力を最大限に生かし、生活、子育て、産業振興を充実させる、こういうふうに表明されております。

まさに、今、どの自治体もそうでしょうが、一番取り組まなければいけない課題だというふうに認識した上での表明と私は理解をしております。

それに伴いまして、総合戦略策定に向けての有識者会議も立ち上がって、それぞれの協議が毎月1回ぐらい行われているのでしょうか、なされているというところでございます。

今、前提で申し上げましたが、この危機感の中からそれぞれ提言がなされているということでございますので、まち・ひと・しごと創生の戦略会議においても、きっと共通する部分がたくさんあるのだらうと思っておりますので、この辺の提言と創生の会議がうまくリンクするといいなというふうにも思っております。

早速、1件目の質問でございます。

洞爺地区振興策検討委員会の報告に関してでございます。

ご承知のとおり、洞爺高校は、本年度を最後に閉校ということになります。町長も教育長も大変な苦渋の決断であったというふうに聞いておりますし、誰も喜んで廃校を祝うものではございませんが、種々、いろいろな条件の中でこういう経過をたどってきたことも、私もかつて4年前にこのことを知っておりますので、やむを得ない措置であったということでございます。しかし、地域の人たちにとってみたら、今まであったものがなくなってしまうわ

けですから、やはり、一抹の不安は拭えない。こういった状況が今でもあるものでございます。

そのようなことから質問をさせていただくのですが、まだ現役の3年生が学校で学んでおりますので、余り刺激的なことになってはどうかなと思うのですが、やはり、住民の皆さんがある程度不安に思っている部分を解消してもらうためにも、これからの方向性について、少し先が見えるような状況が必要なのかなという中で質問するわけでございます。

この検討委員会でございますが、延べ21回の開催を見ておりまして、ほぼ月に1回で、2年間かけて取りまとめをしたところでございます。また、これも町長が執行方針で述べられていますけれども、この検討委員会の報告、提言に対しては、最大限尊重するというふうにおっしゃっていただいていますので、多分、その方向で検討協議がなされているのだろうというふうに思っております。項目として挙げてあることについて、全てではございませんが、まず、一件一件の方向性についてお伺いしたいと思います。

1番目には、校舎・体育館の跡地活用について、どんな検討協議がなされたのかということと、ある程度の方向性が固まったのかという質問です。

2番目は、洞青寮が宿泊施設としての活用を提言しておりますけれども、1番、2番一緒に答弁でも構わないのですけれども、聞きたいことは、どんな協議がなされて、どういう方向性になったのかという趣旨の質問でございますので、順次答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 大西洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（大西康典君） ただいまのご質問でございますが、洞爺高校の閉校に伴う洞爺地区の将来へつながる地域振興策について、先ほど、議員のほうからお話がありましたけれども、平成24年11月に洞爺地区振興策検討委員会を設置し、2年間、21回の会議で、住民の主体的な議論を重ねていただき、洞爺高校跡地を生かした洞爺地区地域振興策報告書の提言をいただいたところでございます。

町といたしましては、財政的な課題も踏まえ、最大限尊重することを基本に、次期まちづくり総合計画策定に位置づけ、実現に向けて進めていくこととしているところでございます。

まず、1点目のご質問の校舎・体育館の跡地利用の現時点での検討の方向性でございますが、平成28年度に校舎・体育館を解体し、翌年度から保育所と児童公園の整備を行い、その後、室内競技施設——これは既存施設の活用の検討も含まれますが、整備を行う年次計画で進めることとしているところでございます。

取り組みの状況でございます。昨年11月に、庁内関係所管課長を委員とする地域振興策推進庁内検討委員会を設置いたしまして、洞爺高校跡地の利活用の方向づけと、すぐに実施すべき事業または次期まちづくり総合計画に位置づけるべき事業と、年次的な計画、タイムスケジュールについて協議を行いまして、分野別に庁内専門部会において具体的な協議検討を進めているところでございます。

タイムスケジュールでございますけれども、今、次期まちづくり総合計画の策定スケジュールも踏まえて協議を行っているところでございます。

専門部会においては、実施に当たっての事業費用の財源または保育所、公園整備をあわせた基本的な計画、それから、児童館を併設するか、または別棟にするか、他施設の活用性の検討、また、室内競技施設の他施設活用の検討を行っていただいているところでございます。

この件につきましては、本年の2月にまちづくり審議会にもご報告をさせていただいております。財政的な課題も踏まえて、年次的な計画実施に向けて検討と次期まちづくり総合計画に反映していくという考えをご説明させていただいたところでございます。

続いて、2点目のご質問でございますが、洞青寮の宿泊施設としての活用の協議、方向性についてでございます。

スポーツ合宿、社内研修、農業体験宿泊、観光イベント等に伴う宿泊施設等としての活用にあたっての提言をいただいたところでございまして、地域振興策推進庁内検討委員会で宿泊交流施設としての経営形態、また、運営経費、採算性、民間企業等への貸与、また、児童館等、他の活用も含めた検討課題等について、専門部会におろして検討を行っていただいているところでございます。

先ほども申し上げましたが、本年2月にまちづくり審議会に提言、報告をさせていただいた中で、洞爺湖芸術館との連携による芸術家の活動の施設としての活用の検討、また、柔道少年団とのスポーツ交流時の宿泊利用などの声もいただいたところでございます。

方向性といったしましては、宿泊交流施設としての活用を基本としたいというふうに思っております。運営においては、やはり、携わっていただく人材、その地域で主役となる地域の方々、また、新たな参画、それにサポートできる行政職員ということでございますが、そういうところの育成、さらに受け皿となる団体等の人材発掘が重要であるというふうに思っているところでございます。

宿泊の経費負担または運営のコスト面を考えて、できるところからスポーツ交流などでの素泊まり的な、自炊的な宿泊形態などを試験的に進めてみてはどうかなというふうにも考えているところでございます。まずは、企画運営に携わっていただける団体または人材を育てていくことが大切であるというふうに考えているところでありますので、専門部会の協議を踏まえて、その方向性を見出していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） おおむね、協議会が提言をした内容にそれぞれ詳しく答えていただいたのかなというふうに感じております。

るる細かい部分も取り上げて、一つ一つ確認しようと思ったのですが、ほとんどの部分で答弁をしていただきましたので、先ほど申し上げましたように、提言、報告をした内容がきっちり消化されて、うまくお答えしていただいているというふうに思いました。

確かに、費用もかかることですから、年次計画を立て、財政的な措置をいろいろな補助事業などを探しながら、年次で計画を立てて進めていくことになろうかと思います。もちろん、優先順位をつけて直していくのだと思いますけれども、まず、あの建物を壊さなければ次の仕事に入れませんので、まず、壊してからとなるのですが、どの施設から始めていくかとい

うことも、今、お話を聞いて大体わかりましたけれども、全て新しいものを望んでいるわけではありません。一部、お話もありましたが、既存の施設で代用できるものであれば、そちらの手直し等も含めて財政負担が極端にならないこともこの検討委員会のほうで提言しておりますので、その辺もお互いに考慮して、いい形で進んでいけばいいのかなというふうに思っております。

2番目の洞青寮は、施設としてまだ使い勝手がありますので、宿泊施設としてということでございます。

後ほど、芸術館の関係で、この洞青寮の活用もありますというお話をしようと思ったのですが、もう先にお話をしていただきましたので、あらゆる利用の仕方について検討がなされると思っています。また、一番大事なのは、やはり、これをどう運用していくか、どこが主体になって運用していくかというのが一番の課題ではないかというふうに思っています。

今、簡単にお話をしていただきましたので、わかったのですが、民間の団体、NPOになるのかどうかはわかりませんが、そういった方に基本的にはお願いしたいというような方向性なのかどうか、それだけを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 大西洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（大西康典君） 今のお話ですけれども、当然、選択肢の中で、そのようなNPO法人は、やっていただける方ということがまず第一条件であるというふうに考えておりますので、当然、含まれてくるだろうというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） ありがとうございます。

それでは、次の3番目の質問に移ってまいります。

実は、この検討委員会の宿題といいますか、命題というのは、1番と2番の校舎・体育館の跡地の活用と洞青寮の活用以外に、やはり洞爺地区全体の地域振興策についても検討協議をするのだという宿題がございました。そのことが3番目以降に質問する内容になっておりますので、順次聞いてまいります。

最初に、農業後継者や高齢化の現状をどう捉えて対策を考えているのか、また、定住につながる新規就農についてはどうかという質問でございます。

私は、農業について、そんなに詳しく知っているわけではございませんので、むしろ、教えていただくというか、勉強させてもらうような立場になるのかもしれませんが、ご存じのとおり、洞爺地区は農業が大変盛んな地域でもございますので、まず、現状をどう捉えているのかということから先にお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） 洞爺地区におけます農業関係従事者の高齢化の現状につきましては、農業委員会の選挙委員名簿から拾い出した年齢構成を申し上げますと、各地区別の経営主の平均年齢ですが、洞爺町と旭浦地区が64歳、成香地区が57歳、香川地区が59歳、大原地区が58歳、財田・川東・岩屋地区で73歳という現状でございます。

それから、農業後継者についてですけれども、現在、経営継承事業という形で、洞爺地区の高台で2名の方が農業の経営主になるべく研修を続けております。そのうちの1名につきましては、本年度から経営を引き継ぎ実施しております、もう一名の方も来年から経営を引き継ぐというような状況で、今、事業を進めております。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） まず、高齢化の現状の中で、地区別に平均年齢を言っていただきました。

私の思っていたとおり、高台地区については、まだ何とか50台を維持している段階で、新しい後継者も生まれてきているということで、高台地区については、これが高齢化かどうかという判断はなかなかできませんが、そんなに悪い平均年齢ではないのではないかというふうに思っています。

また、下台地区、特に、財田、川東地区ですが、ここは、どちらかという米作地帯であります。財田米ということで、ブランド化されて結構おいしいお米で有名なのですが、そのブランド米の財田米を守るためにも、こういった高齢化した地域で後継問題というのは、どうしても避けて通れない形になっているのだろーと思ひます。

そこで、この提言の中には、集団化であるとか、組織化したらどうかというような提言もしておるのですけれども、具体的にそのような対策みたいなものは考えられておるのかどうか、伺ひます。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） 先ほど申しましたが、特に、財田・川東・岩屋地区の高齢化している状況、その中で、有名な財田米を守っていくという中でどういった対策を考えているかということでございます。

高齢化により、近年、若干経営を縮小する傾向にある農家さんがいらっしやいますし、これからもふえていくのではないかなというふうに想像されます。耕作放棄地にならないような形で、何とか対策を進めていかなければならないと考えておりますけれども、具体的に課内で検討している部分としまして、中核的な農家への農地の集積、それから、農作業機械を共同利用で作業ができないかということで一つ考えております。

また、先ほどもお話ししましたが、高台地区で昨年から実施しております経営継承事業、全くの第三者に経営を継承するという事業も、何とか財田地区のほうでも取り組むことができないかということで、今後、事業参加者の把握に努めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） 私も、素人ではありますが、農業ができなくなっても、後継者がいなくても土地や機械があるわけですから、ぜひ別な方に譲っていただくと。そのためには、

組織があったほうが譲りやすいのかなと思いますし、それを仲立ちして誘導してくれる方が、農協さんなのか、行政なのかわかりませんが、そういった方がいないと、なかなか一人では進めていけない、こういう現状があらうかと思いますので、ぜひ、そういった現状を踏まえて積極的に取り組んでいただいて、ブランド米を守っていただきたいと思います。

次の質問になりますが、そういう組織ができることによって、新規就農の可能性も秘めているのではないかと思いますので、今、答弁をいただきましたけれども、ぜひ積極的に取り組んで、特に高齢化が進んでいる地域については、率先して取り組んでいただきたい、このように考えております。

その後に、新規就農について、先ほど2名の方が高台にいらっしゃるということで、私は大した知識がなかったのですが、今議会に補正で出されております道からの補助制度がありまして、支援ができる支援策があるということを聞いております。青年就農給付金という制度があるということでございますが、この説明をお願いしたいと思います。これは、準備型と経営開始型の二通りの形があるのだと聞いておりますけれども、当町の場合はどんな形になっているのかということを伺いたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） 農業の経営上の中身についてでございます。

まず、当町の取り組みといたしましては、これまで、2名の方が事業を使って研修を行いまして、1名の方は、ことしから経営を継承されて経営主として頑張っているところでございます。経営を継承するまでの研修期間といたしまして、経営の移譲を受ける農場で働いて研修を受けて、その費用については、もともとの経営主が道のほうから費用の一部負担をいただくということです。要するに、新規就農する形の賃金相当分の支援を受けながら研修を続けるということでございます。これにつきましては、最長で24カ月で、助成金の月額が9万7,000円となっております。

洞爺湖町の研修事業につきましては、経営継承の研修事業の助成をいただいて実施しております。それから、今回、補正予算も出させていただいておりますけれども、経営を継承した1名の方につきましては、青年就農給付金の経営開始型という助成を受けてございます。まだ農業の経営を引き継いだばかりですので、技術とかノウハウに乏しい部分もありますので、その辺の経済的な支援という意味で、年間150万円の給付金を受けることになっております。

これにつきましては、一旦、町が補助金を受けまして、町のほうから対象者に給付するという形になってございます。これには、当然、条件があります。独立、自立した就農がきちんと行われていなければならないという条件があります。具体的には、農地の所有権や利用権を給付対象者が前任の方から引き継いでいる、また、主要な機械や施設で、それも給付対象者が所有者から所有権を有しています。それから、生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷、取引するとか、さらに、経営に当たっては、経営収支の帳簿をきちんと新しく継承される方の名義で行うという条件がございます。

この給付金につきましては、150万円を5年間ということですが、やはり、ある程度の収入を確保するための給付になっておりますので、ある程度の所得が出てきますと、給付金の金額も段階的に減らされていくような形になっております。経営所得で350万円を超えますと、給付金は支給停止という事業になっております。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） 簡単に新規就農なんて言葉だけを使っていますが、やってくる方もそんなにいるわけではございませんし、本当に農業に興味を持って、一生のなりわいとして農業を選択する方ではないと、なかなかやれない、取り組めない事業だと思いますので、これは、1人、2人かもしれませんが、定住、または家族等々がふえる可能性も秘めた施策になってくると思います。

これは、補助があつての話かもしれませんが、この補助事業を活用しながら、町としてもその支援の手をしっかりと支えてあげて、後継者として、新規就農という形で入ってくる人たちの大きな助言や手助けになるように努力していただければなというふうに思っています。

継業と言うのでしょうか、親戚でも家族でもない全くの第三者がまるっきり土地や機械を引き継いでやるというのが話題になっていて、テレビでもやっていたような気がいたしますけれども、いずれにしても、これからの農業の一つのあり方を示しているのではないかと思いますので、ぜひ活用をしていただきたいと思います。

お昼前にもう一点聞いておきます。

農業研修センターの活用についての提言がありました。農業研修センターの利活用については、かつてからいろいろと議論がなされてきた経緯がございます。もう一度、原点と言うわけではないのですが、この地域にとってどういう活用が本当にいいのかということをもう一度考え直すいい機会ではないかと思ひまして、質問させていただきます。

ひょっとしたら、もう行われているのかもしれませんが、そこでやっている土壌分析等々がございます。そんなに専門的ではなくてもいいと思うのですが、やはり、今は、家庭菜園や家庭でお花をつくったりする方も大変多くいらっしゃいますので、その辺の人たちへの情報提供といいますか、ノウハウの提供の機能が果たせれば、確かに農業の施設かもしれませんが、一般の人たちにも愛用していただく、活用していただくという取っかかりになればいいと私は思っております。

その辺の現状も踏まえながら、この活用についてどのように検討されたかをお伺いいたします。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） まず、農業研修センターの活用状況でございますけれども、今、おっしゃいましたように、一番のメインとしましては、土壌分析の業務を行っております。昨年度の土壌分析の利用実績は880件となっております、年々増加傾向にございます。そのうちの304件が洞爺湖町内の利用となっております。

議員のおっしゃいます家庭菜園での利用者の拡大という部分でございますけれども、この土壌分析につきましては、昨年9月の町広報におきましても、家庭菜園で利用される方につきましてもご利用はどうでしょうかということでPRの掲載をさせていただいたところでございますけれども、残念ながら、利用実績はありませんでしたという結果になっております。

土壌分析については、これからも機会を捉えて住民周知を図っていききたいというふうに思っておりますけれども、やはり、農家さんが使っている大きな畑と一般家庭の菜園では、つくる作物ですとか条件など、必ずしも一致しない部分も出てくるのかなと考えますけれども、その辺につきましては、せっかくの施設がありますので、活用して続けていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員、②の件について、まだ質問はありますか。

○3番（五十嵐篤雄君） 今、お話がありました。確かに、一般にも利用ができるよという周知がなされたようでございますが、料金設定などの関係もあって、一般の家庭菜園の土壌分析をこのぐらゐの料金をかけてやってもいいのかみたいなこともあろうかと思っておりますので、料金などの面についても検討してもらえればいいと思います。また、そういう趣味の会ではないですけれども、逆に、あそこが家庭菜園や花を楽しむ人たちが集える場になれば、一つのいいセンターとしてのあり方になるのかなというふうに思いますので、その辺ももう一回検討してほしいと思います。

また、ガラス温室がございます。確かに、農家の人たちも、いろいろな研究をして、新しい作物であるとか病害虫に強いものという検討もされるのでしようけれども、高台の農家の人たちは、むしろ、この農業センターよりも先端を行っていて、その指導がなくても自立してつくれている状況ではないかと思っております。そうだとしたら、もちろん農家の人たちの要望にセンターとして応えていく必要はございますが、地域の人やここを訪れる人、道の駅もございまして、その人たちのために、ガラス温室が観光にも活用できればと思いますが、何か考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 今、農業研修センターのお話が出ていたところでございますが、農業研修センターについては、先ほど、洞爺総合支所長が述べていたとおり、洞爺地区の検討委員会の中でも種々論議されたところでございます。

また、先ほど出てまいりました洞青寮との関係ですが、今、洞爺の農業は本当に盛んで、後継者がたくさん戻ってきております。そんなことから、これも一つの案ですけれども、できれば、農業の従事をさらに充実させるための施設として位置づけて、せっかく名前も農業研修センターとついておりまして、ただいま、そこでは町独自の事業として土壌の分析をやっておりますので、洞青寮、あるいは、農業研修センターを通じて、何とか新規就労に結びつけられるような、当町の農業の核となるような施設にしていきたいと思いますというふうに考えておるところでございます。

また、いわゆる温室等々の関係でございますが、過去においていろいろなことを試行的に

やってきた経緯があるわけですが、今、議員がおっしゃったように、ある程度、一つの役目は果たしてきたのかなど。そうであれば、道の駅と合体したような、何か洞爺湖町をPRできるようなものも一つ検討していく必要があるのかなという事で、ただいま検討しているところでございます。それには、花がいいのか、あるいはミニトマトがいいのか、いろいろとご論議はあろうかと思いますが、地域の方々と話し合いをしながら、何とかいい方向に持っていきたいというふうに思っております。

特に、農業研修センターにおいては、今も、後継するであろう農家の若い方々がいろいろと勉強をしていただいております。一旦は地方または都市のほうに出ていろいろなことをやってきた方々が、Uターンということでお帰りになって、お父さん、お母さんの培ってきた農業に携わっていただけるということでございます。そんな方々が、基礎的な土壌の関係などについて、今、うちの嘱託職員として幾つかの資格を持った方もおりますし、あるいは、農業改良普及センターの先生、指導員の方々のご指導を仰ぎながら、今、年に何回かのペースで、それも数多くできるように担当課のほうで頑張らせていただいておりますけれども、若手の農業者が集まっていると勉強できる場といいますか、そこに新しく農業をやろうとする方々も、できることであれば取り込んでいきたい、そういう施設にしていきたいというふうにも考えております。

○議長（佐々木良一君） ②番はよろしいですか。

○3番（五十嵐篤雄君） はい。

○議長（佐々木良一君） それでは、ここで休憩に入ります。

再開を午後1時といたします。

（午前11時59分）

○議長（佐々木良一君） それでは、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（佐々木良一君） 3番、五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） それでは、午前中に引き続きまして、残りの部分について質問をさせていただきます。

定住の促進の観点から、新たな子育て支援策、また、空き家の活用は進んでいるかどうかということですが、実は、私は、次の大きな項目でも子育ての質問をいたしますので、重複するため、大変申しわけなかったのですが、子育て支援策については、次の商工会の活性化委員会のときに再度伺うことにして、この質問では空き家の活用についてだけ取り上げたいと思います。

特に、温泉街では少しずつ進んでいるようには見受けられますが、特に、私どもの地域では、どちらかというと商店街づくりの中でもなかなかうまくいかない部分があります。歩道の関係もございまして、湖側の歩道ができたときに、この歩道が商店街活性化の一つの起爆

剤になればということであったのですが、残念なことに、歩道ができることによって、むしろ商売をやめる方が多くなって、空き家ではなく空き地になってしまうケースが見受けられています。逆に言うと、山側のほうは、歩道についてお願いはしていますけれども、種々の問題がございまして、なかなか進んでいない現状があります。逆に、進んでいないからこそ、家が残っているような、変な現象が起きているのも事実でございます。

まず、商店街を形成するあの地域だけに限定されても構わないのですけれども、空き家の状況と、それに対して使いたいとか貸してほしいという要望などが上がっているのかどうかを確認させていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 現在取り組んでおります空き家、それから空き店舗の対策でございしますが、まず、空き家の活用についてでございます。

空き家バンク登録制度によりまして、移住者などへの情報提供を行い、有効活用を通して当町への移住促進による地域の活性化を図ることを目的に、平成22年12月から実施しているわけですが、年々、町外からの問い合わせも増加しておりまして、少しでも多くの物件について登録し、情報発信できるように、ホームページや固定資産税の納税通知書などによって不動産所有者へ今まで通知をしてきたところでございます。

一戸建ての空き家についてでございますが、町のワンストップサービス窓口を利用された昨年までの売買件数が実は8軒ございまして、そのうち、洞爺地区につきましては、3軒が売買されているという状況でございまして、現在は16戸の登録がございまして、そのうち、洞爺地区においては、現在は2戸が登録されているという状況でございます。

空き店舗の対策ということでございますが、チャレンジショップ支援事業によって新規企業への支援を行ってまいりましたが、昨年までの利用件数は7件ございまして、そのうち洞爺地区において2件の利用がなされているという状況でございます。ほかにも、チャレンジショップを利用しないで開業された方もおられますので、現在、洞爺地区で4件の開業がされているという認識をしているところでございます。

それから、要望ということでございますが、特に要望ということでは聞いてございませんが、現在、洞爺の市街地において、空き家あるいは空き店舗ということで、JA農協スタンドから洞爺の香川入口までの間で、目視ではございますが、空き家、空き店舗が8軒ということで認識しております。それから、住宅や店舗を解体した後の空き地でございますが、4カ所あるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） 先ほども申し上げましたけれども、やはり、あそこのにぎわいは、水の駅を中心としたまち並みづくりという観点からも、今ある制度を何とか活用して、私の家もその一角を担っているわけですが、まち並みとしての体をなすような形まで何とか持っていけないかなということで、チャレンジショップも含めて空き地の活用についてご質問さ

せていただきました。

これは、商工会であるとか、いろいろな指導を受けながらまちづくりをしていかなければいけないのだろうとは思っていますけれども、先ほど申し上げましたように、道路占用の関係がありまして、歩道の整備の要請はしていますし、町としても、毎年、期成会を通して道のほうに陳情していただいておりますが、なかなか現実味を帯びてこない中で、それが足かせとは言いませんが、歩道の陳情をしている中で、建物な手がつけられるのか、つけられないのか、それを先に進めていっていいのかどうかという迷いがございます。

その辺の先が見えないと、まち並みづくりも進まないのかなという気がしていたものですから、その辺の両方との絡みの中で進めていかなければだめかなと私は思っています。

いずれにしても、何とかまち並みとして形のあるものになるように、微力ですが、私も頑張りたいと思っていますので、商工会、それから町を挙げて何とか一緒になって支えていただければなというふうに思っております。

また、もともと住んでいらっしゃる方は、高齢化で後継者も少ないのですが、まだ若手で頑張っている連中と、それから、新規に移り住んで店舗を構えている方がちょっとずつふえていますので、私は、やりようによってはおもしろい町並みづくりができるのではないかと個人的に期待して部分があります。いずれにしても、いろいろな方のご支援がないとできないので、これは質問ではありませんが、仮に、そういうことがスタートするときにあれば、何とかご支援をしていただきたい、そんなふうに思って、次の質問に移らせていただきます。

次に、高齢者の生きがいづくりとしての世代間交流や公共施設の活用という質問でござい

ます。

旧洞爺診療所について、その活用ということで、一部、広報等も流れておりますが、再度確認ということも含めて、このことについて質問させていただきますので、お答えをお願いします。

○議長（佐々木良一君） 大西洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（大西康典君） ご質問の高齢者の生きがいづくり、世代間交流と公共施設の活用についてでございます。

平成21年3月から洞爺診療所が休止をしておりました。病院の再開に向けて開設者にいろいろと努力をしていただいておりますが、地域医療を取り巻く状況の厳しが増す中、医師や看護師の確保難、診療報酬の改定等から、再開は困難と判断され、町といたしまして、正式な廃止手続の完了後、当施設の有効活用を図ることとしたところでございます。

ここは、以前から、地域からの声や、洞爺地区振興策検討委員会の提言もございました。高齢者の皆様が気軽に集え、洞爺地区の開拓の歴史や資料を後世に伝える空間として、高齢者等のサロンまたは郷土資料の展示施設として、本年度、開始をすることとしたところでございます。また、福祉バスが運行できる拠点としての路線変更など、今、公共交通協議会で検討をお願いするという手続になっているところでもございます。

そういう中で、買い物弱者の方々のために、当地区で移動販売車で販売を行っている業者

と、当施設を販売所の待合所として利用できないかということで、定期的買い物ができるのではないということから、今、その辺も調整を行っているところでございます。

また、管理運営面でございますけれども、施設の運営につきましては、ふれ愛センターに併設する施設ということから、社会福祉協議会と、今後、交流ふれあい施設が活動の中心になるであろうと考えられる老人クラブの会員の皆様をお願いをするという方向で協議をさせていただいているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） わかりました。

お年寄りが生きがいを持ってやっていけるということで、特に、管理運営の中で、老人クラブの皆さんの力が大変必要になってくるということだと思いますので、その辺も指導をいただきながら、運営をしていっていただきたいと思います。

次の質問と重なりますが、郷土資料館についてでございます。

旧公民館は、本当に物置のような、展示ではなくて収納しているような状況になっていきますので、いずれきちんとした展示が必要だという声が上がってございましたけれども、移設するということが決まったようでございます。その辺の状況と同時に、地域の歴史や文化を展示することになるわけですので、どんな人の意見を聞きながら展示をしていくのか、その辺も含めて確認をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 永井社会教育課長。

○社会教育課長（永井宗雄君） 先ほどの答弁にもありましたとおり、洞爺地区郷土資料施設の老朽化に伴いまして、旧診療所の建物に資料を移設、展示して、地域における開拓の歴史あるいは貴重な資料を後世に伝承する空間として利用することとなっております。

洞爺地区の郷土資料の収集状況につきましては、農林業や商業などの産業用具のほか、生活用品、記録文書など1,958点を所蔵しているところでございます。今日までの郷土を築かれた先人の方々の産業用具や、そこで生活していた営みの品々につきましては、今後ともしっかりと後世に引き継ぐように大事に保存し、また、展示に努めていかなければならないと思っております。

展示の保管方法につきましては、旧診療所の1階部分の一部と2階部分を利用して、児童にも郷土の歴史についてわかりやすい解説をそろえることで、資料の理解を促し、分類別あるいは年代別に工夫を凝らすなど、幅広い年齢層の方々に利用していただけるような施設として、収蔵、展示を目指してまいります。

なお、洞爺地区での移設、展示につきましては、8月から建物の改修に入る予定となっておりますので、社会教育委員を初め、収蔵資料に関して知識のある方のご意見を伺いながら、検討を重ねて取り進めてまいりたいと思っております。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） わかりました。

地域の歴史を保存するという大切な役割を持っておりますので、どうぞ、地域の人たちと

相談しながら、資料館の開設に向けて進めていっていただきたいなというふうに思います。

以上、洞爺地域の活性化、地域振興ということで、町長が述べられたように、ほとんどの提案に対して前向きに、時期や何かは別にしても、おおむねしっかりと取り組んでいただけたということが確認できたのはとてもよかったと思います。2年間にわたって検討委員の皆さんが協議してきた内容がこうやって評価されているというのも、委員の人もやってきて本当によかったのだなというふうに思うと思います。

また、最後の報告が終わった後に、委員に集まっていただいてご苦労さん会みたいなものを開催したときに、町長を初め、たくさんの関係の部長、課長が同席してくれたということも、力の入れようが私たちに伝わってきまして、地域振興のためにも大変よかったなというふうに思っております。これから、一個一個、着実に事を進めていっていただきたいということをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

これも、先ほどから申し上げておりますように、町の危機管理から生まれたもので、これは商工会からの発信でございますが、たくさんの項目がある中、私が挙げたのは2点だけでございます。

子育て・教育部会から、子育て関係と教育に関しての提言がなされておりますけれども、まず、その中で可能になったものについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 商工会の地域活性化特別委員会からの提言につきましては、平成27年度から実施可能なもの、それから、地方創生の総合戦略で検討し取り組みを進めるもの、それから、平成29年度からのまちづくり総合計画に上げて長期で検討するもの、それから、現時点では実施が困難なものということで整理し、検討をしているところでございます。

ご質問の地域活性化委員会の子育て・教育部会からの提案でございますが、これにつきましては、8項目ほど提案がされております。その中で、平成27年度に実施可能となったものでございますが、まず一つ目として、中学生までの乳幼児医療費の無料化の拡大についてでございます。二つ目については、出産祝い金としての商品券を配付する事業の実施ということでございます。三つ目については、3歳児以下の洞爺いこいの家の無料化についてでございます。四つ目として、子育てに関する町の支援策の周知をあらゆるツールを使って実施するというものでございます。最後の五つ目は、子育て中の親が自由に集まれる場や機会としての子育てサロンの実施というものです。

以上の五つについて実施できるということでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） 今、子育てのほうで可能になったものはお聞きしましたがけれども、教育部会からの提言のほうで可能になったものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 佐藤産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤孝之君） 今、ご説明した内容につきましては、あくまでも子育て・教育部会ということで、商工会のほうで検討していた内容でございまして、今の五つについて実施が可能ということでございます。

このほかの残り四つについてですが、現在、子育て支援ボランティア制度を設置してのファミリーサポート事業の創設、それから、アイパッドを利用したタブレット学習の導入については、現在検討しているということでございます。

あともう一点、長期に検討するものとして整理したものは、全町民を対象に西胆振地区に限定した高校の進学費の助成についての提案ということで、これについては時間をかけて検討するということにしているものでございます。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） わかりました。

うまく分類されていたのを私が勘違いしたのかもしれませんが、すぐに対応できたもの、それから、今検討しているもの、もう少し長い目で見なければだめなものということで、分類してお答えしていただきました。

子育て支援というのは、全国といいますか、この地域だけに限らず、あちこちで競うように行われているわけではありますが、特に、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町という西胆振の自治体の中で、この洞爺湖町の支援策としてはどのようなレベルなのか、個人的な感想でも結構ですので、お聞かせいただけますか。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 私のほうから、知り得ている情報でお答えさせていただきたいと思います。

胆振西部の範囲で限定させていただきますが、特に隣まちの豊浦町さんは、もともといろいろなことをされておりまして、支援策についてはいち早く取り組まれているのかなというふうに感じているところでございます。そのほかの市町につきましては、ほぼ同レベル程度かなというのが担当課としての感想でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） 私も、自分で調べた中では、確かに豊浦町さんがぬきんでているような感じは受けていました。

今、五つの可能な部分の話をさせていただいて、豊浦町さんとかなり近い支援ができているという感じがしております。ただ、お金のかかることでもあります。この小さな町で、子育て支援の充実は大変重要なことなのですが、それを目玉に移住、定住を図ろうとすると、客の取り合いみたないな、お金をかけたほうが人が住んでくれるみたいな変な争いにならないようにしていただきたいと思います。この辺の部分というのは、逆に、各首長が足並みをそろえてと言ったら何ですが、それぞれの地域の特色というのを出したいのしょうけれども、子育て支援については、レベルを一定度高いレベルにそろえるということはいいいことで

すが、余り変な競い方はしないほうがいいのではないかなと思います。

やはり、定住人口をふやすにしても、住んでもらうにしても、大都市の一極集中から地方に住んでもらう、大きなまちから地方のまちに住んでもらうという理念で定住・移住政策を進めるべきだと思ったものですから、住民の皆さんにとっては、こういう支援策はありがたいことだとは思いますが、余り過剰になって変な競争になるとよくないのではないかなと思います。これは私の個人的な感想ですが、そういうことのないようにしてもらいたいということです。

それから、ファミリーサポート事業というのは、もうちょっと具体的なものがあればいいのですが、これは、今後の事業の展開の様子を拝見させていただくということで、これ以上の質問はやめようと思いますけれども、一時預かりにしても、地域の人の協力で一定の研修を受ければお預かりできるような住民サポートのシステムもあっていいのかと思っていますので、この辺も見詰めていきたいというふうに思います。

最後の質問になります。

実は、商工会の地域活性化特別委員会の中に、もう一個、環境・産業・雇用部会という部会がございます。この中で、環境ソフト班が、10年後の仕組みづくりということで、洞爺地区を芸術文化地区と位置づけて、芸術の森構想というものが提言されているわけでございます。

洞爺湖温泉の観光にとっても、同じまちの中でそれぞれの地域の特色が生かされていけば、いい連携ができて、洞爺湖温泉単体での観光だけではなく、洞爺湖町全体で魅力づくりをしていけば、もちろん農業とか漁業などもございますので、そういった違った意味での地域の特色を出していくことによって、観光に資するといえますか、そういうことに十分寄与できるし、地域にとっても生きがいづくりになるといったことも考えられるので、ぜひ、芸術文化地域という位置づけをして、活性化の一つとして考えていただきたいと。

これは、後で町長にも伺いますけれども、私がかかわっていたもので、今は休止しております洞爺村国際彫刻ビエンナーレという芸術のイベントがございます。今、その展示については、芸術友の会という民間の団体が中心になって頑張っていて、管理運営も任されていて、やっております。

その芸術館を生かすという意味でも、もう一回、ビエンナーレの復活ということ、すぐというのは無理かもしれませんが、今まではちょっとお金がかかり過ぎていましたから、そんなにお金をかけなくても、もう一回起こせないかと私は本当に期待しているわけですが、その辺についても開催に向けた調査をしていただけないものかどうか、伺いたいと思います。

それから、洞爺だけではなくて、虻田地域の噴火湾に関しても、ここは漁業のことしか見られていませんが、いろいろな方が言っているかもしれませんが、実は夕日が物すごくきれいなのです。これを何とか観光資源に結びつけられないかなと私は思います。ひょっとしたら、丘の上あたりから噴火湾を眺めながら、夕日が沈むいつときの瞬間かもしれませんが、その辺が観光資源になり得ないのかなどうか、これも調査してもいいのかなと思っていますの

で、それも含めてご答弁いただければと思います。

○議長（佐々木良一君） 大西洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（大西康典君） ただいまは、10年後の仕組みづくりで、洞爺地区を芸術文化地区として位置づけての、芸術の森構想という提言についてでございます。

洞爺湖町の環境的な仕組みづくりの提言にもありますように、本町の定住環境の観点から、大きく三つのエリアが存在するのかなと思っているところでございます。このエリアには、歴史、文化、芸術の視点から、噴火湾に関しては、先史は縄文時代までさかのぼる入江・高砂貝塚の縄文遺跡や、はるか昔の噴火でつくられたカルデラ洞爺湖、その洞爺湖畔のアート、ぐるっと彫刻公園の58基に触れ合うことのできるエリアでもございます。

そのような中にある洞爺地区の洞爺湖芸術館には、洞爺湖芸術館のコレクション、これは異なるコレクションでございますけれども、北海道を代表する彫刻家の砂澤ビッキの木彫、洞爺村国際彫刻ビエンナーレ受賞・入賞作品、世界的な写真家の並河万里写真集、そして、日本の現代文化の初版、限定本のコレクションがあります。

現在、洞爺湖芸術館につきましては、ボランティア団体の洞爺湖芸術館友の会が指定管理者として管理運営を担っていただいております、官民協働による特別企画展やギャラリートークのコンサート等のイベントを通じまして、現在、3,000人を超える来館者となって、大変にぎわいを見せております。また、芸術友の会の皆様には特別展の開催に当たって、太いパイプ役となっていただき、盛んに活動されている芸術作家や専門家との輪が大きくなってきているところでもあるというふうに感じているところでございます。

ご提案いただいております、仮称ではございますけれども、芸術の森構想につきましてですが、これまでの洞爺地区の芸術文化交流は、ぐるっと彫刻に端を発し、国際彫刻ビエンナーレ事業で「手のひらの宇宙」と題した小型彫刻群が生まれ、ビッキの彫刻や並河氏の洞爺写真集等が訪れる方々に多くの感動を与えているというふうに認識しているところでございます。

芸術文化の環境、資源にも恵まれておりまして、絵画、芸術や美術に携わる作家、また、その卵の方々など、創作活動の場を通じた人を育み、観光と結びつく地域としてのまちづくりが重要と考えておりますので、洞爺地区の特色ある、仮称ではありますけれども、芸術の森構想のコンセプトを持った仕組みづくりに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

また、洞爺村国際彫刻ビエンナーレ事業でございますが、2年に1度の小型彫刻公募展でございます。これは、住民50人の委員会が企画、運営、実施に当たり、1993年に第1回目を開催し、国際的にも大きなインパクトを与え続けておりましたが、2007年第8回をもって休止をしていますことは、残念に思っているところでございます。

洞爺湖町芸術館の運営にかかわって、国際彫刻ビエンナーレの再開の声もございます。担当所管において、再開する場合の手法は同様でよいのか、また、新たな事業、コンパクト化ができないかなど、企画、実施に向けた調査研究を行っていきたいというふうに考えており

ます。

再開に向けては、先ほどの議員のお話もありましたけれども、やはり、事業費においての作品の買い取り、また開催PR費用等が高額であったかなというふうに思っておりますので、事業費の見直しの課題や、かかわっていただいた審査員の先生方との接点も薄れている感があるのかなというふうにも思っておりますので、これまでかかわっていただいた専門家または見識者の方々のご意見も伺いながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木良一君） 五十嵐議員。

○3番（五十嵐篤雄君） 大体理解できました。

先ほどから出ております洞爺湖芸術館の管理運営をしている方々は、本当にいろいろな努力をしながら、いろいろな企画をして展覧会をやってくれています。ただ、その中でも、やはり、訪ねてくる方が、かつてのビエンナーレの作品が新しく変わっているのではないかと、思って、まだ展覧会が続いているかのごとく、楽しみにして来られる方も結構いらっしゃると思います。やはり、実際にかかわっている担当者の方々も、小さな彫刻ですが、これに魅力を感じて訪ねてこられる方もいるということでございますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

すぐにはちょっと難しいかもしれませんが、最後に、このビエンナーレにかける私の思いは今伝えたのですが、町長に一言お願いいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） くしくも第8回で休止になったわけでございますけれども、第8回がちょうど平成19年でございまして、私がそのときに担当していたのは洞爺総合支所長であったことから、当時は、何とか廃止ではなくて休止という状態にさせていただいたわけでございます。

洞爺の皆さん、洞爺湖町民の皆さんのある意味熱い思いは、今、感じ取っているところでございまして、今、担当部長が申したとおり、以前のやり方とはちょっと形は変わるかもしれないけれども、何か町民が誇れるようなものを模索していきたいなというふうにも考えているところでございます。それがいつの時期になるのかということになりますと、ことし、来年ということにはひょっとしたらならないかもしれませんが、皆さんと十分協議しながら詰めてまいりたいというふうにも思っているところでございます。

また、今、洞爺湖周辺のすばらしい財産を述べさせていただいたところでございますが、これはすなわち全てがジオパークの中に入っていると。先ほどお話がありました入江地区から見る夕日、あるいは、洞爺地区から見る夕日もすばらしいものがございます。これをジオパークの一つの拠点として、これからもジオパークが地域の皆さんに愛されるように、私も、説明方、努力してまいりたいと思いますし、地域にはこれだけすばらしい資源があるのだということを多くの皆さんに知っていただく、こういう努力もしていかなければならないかなというふうにも思っております。

幸い、ちょうど今、w i - r a d i o（ワイラジオ）というものが放送されております。こちらのラジオの中でも、曜日を決めて、その中でビエンナーレの情報も提供させていただいているところございまして、いろいろな意味で広く情報を発信し、地域が誇れる財産にしていきたいと思いますというふうにも思っているところでございます。

○3番（五十嵐篤雄君） 終わります。

○議長（佐々木良一君） 以上で、3番、五十嵐議員の質問を終わります。

ここで、10分間の休憩をいたします。

45分から再開したいと思います。

（午後 1時38分）

○議長（佐々木良一君） それでは、再開いたします。

（午後 1時46分）

○議長（佐々木良一君） 一般質問を続けます。

次に、8番、沼田議員の質問を許します。

8番、沼田議員。

○8番（沼田松夫君） 8番、沼田です。

私は、2点の通告をさせていただきます。

1点目は、学校施設の整備についてです。

何だ、この間の3月にやったばかりだろう、特に、中学校のグラウンドのフェンスの問題については、実はそういうことなのですが、そのときにちゃんと答弁いただいております。そういう中で、わかったということになっていたのですが、実は、これを、急遽、取り上げざるを得なくなったわけです。

今から11年前の事件でございますが、今治市で起きたグラウンドが絡んだ事件がありまして、一審、二審と子どもの責任を問われた事件なのです。これが、この4月9日に最高裁の判例が大きく変わりまして、画期的な判例が出たという中で、えっ、こんなことがあったのかと、私も全く知らないことでございました。

私がフェンスの問題を取り上げたのは、もう傷んでいて危ないからという中での話だったのですが、全く違う視点でお話を申し上げなければいけないわけです。

この事件について、教育委員会のほうも当然わかっていると思いますので、この事件のあらましを言っていただければありがたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 今、議員が言われた平成16年の事故の概要でございます。

平成16年2月に、愛媛県今治市の市立小学校の校庭で、放課後に子どもがサッカーで遊んでいた際、当時11歳の小学校6年生男児が、フリーキックの練習で蹴ったボールがゴールと高さ1.3メートルの門扉を越えて道路に転がり、これをよけようとしたオートバイの男性、

当時85歳でございますけれども、この方が転倒し、足の骨折などで入院して、約1年4カ月後に肺炎で死亡したというような事件でございます。

先ほど申しました4月9日の最高裁第一小法廷の判決の概要でございますけれども、男児の行為について、開放された校庭で、設置されたゴールに向けてボールを蹴ったのは、校庭の日常的な使用方法だと指摘。門とフェンス、側溝があり、ボールが道路に出るのが常態だったとも言えないとし、また、両親も日ごろから通常のしつけをしているなどのことから、子どもが日常的な行為で、偶然、人を傷つけた場合、親の賠償責任はないとの判断をしたというものでございます。

なお、この裁判において、遺族側は、今治市に賠償を請求しておらず、訴訟では、学校側の安全管理の当否は争点にならなかったというようなことが概要でございます。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○8番（沼田松夫君） ありがとうございます。

おおむねそういうことでございます。要するに、一審、二審は、従来の考え方を踏襲しまして、子どもがやった結果において起きたこと、これは親に責任がありだということで、その判例が踏襲されてきたのが覆った、こういうことです。

別件で、名古屋の事件の話ですが、認知症のおじいちゃんが鉄道をとめてしまったので、おばあちゃんが鉄道をとめた分の補償をしろという判決がついこの間出たばかりの後の判決で、今後、これが変わっていくだろうと言われている判決です。

そういう中で、うちの中学校の問題に戻りますが、実は、うちの中学校のグラウンドにフェンスが一部ありますけれども、大事なところにフェンスがないぞということを私は感じたわけです。今回、議員に立候補するに当たり、まちの中を歩いたら、一部の人でございますが、何人かに、それは早くやれ、あれはだめだって、俺も危ない思いをした、そう言われました。これは、ボールが転がって飛び出していった話ですけれども、うちの学校の子どもは、ボールだけではないよ、人間も飛んでくるのだよ、だから早くやれ、こういうお言葉がございまして、それでは、これは吹っ飛ばしておけないなという中で、今回、取り上げさせてもらったわけです。

私も通った学校でございます。あのころは、保育所もございませんでしたし、あそこに道路もございませんでした。そのかわり、今は町道になっているのかもしれませんが、230号線があったわけです。実は、あちらのほうにも転がってきたということが幾度もあるというふうに聞いております。私が小さいころは、保育所のところは畑だったのです。ですから、そんな必要性はなかったのかなという思いはしますけれども、今まで、あそこにフェンスがないこと自体がおかしいのだというお叱りをいただいたところでございます。町民の方にそういうふうに言われると、そのとおりだなと思いますので、今回の質問にさせていただきます。

今、どんな形で利用されているのか、実態は知っていますかという質問もしてございますが、校舎側のほうは野球のグラウンドとして野球部が使っている。そして、ライトとセンタ

一に気を使いながらサッカーをやっている。私も2度ほど確認に行ったのですが、道路側のほうは大きくあけて使っているという状況でした。あれだけ広いものを狭く使っているわけですし、また、何かあったときにとんでもないことが起きてしまいます。

11年前に起きた事故では、11歳の子どもが22歳になっているのです。この子が、一生、おじいちゃんが亡くなるきっかけをつくったという思いの中で生きていかなければならない負担を考えると、かわいそうなことだなというふうに思います。また、それでは誰が責任をとるのかという話になっていくわけです。ですから、その責任の問題は別にしましても、そういうことをつくってはいけないということで、このグラウンドのフェンス問題を出ささせていただきましたので、まず、その辺の考え方を聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 今、議員がご指摘のとおり、3月の議会でも議員の質問にお答えしているところでございますが、まず、利用実態ということで、再度、私のほうから話をさせていただきます。

サッカー部は、グラウンドの芝生のところを使用しておりまして、練習などにおいてグラウンドからボールが道路等に落ちていく状況を顧問の先生等に再度確認しているところでございます。議員がご指摘のとおり、フェンスがないことから、入江保育所側及び伊達側ともに、道路にボールが直接飛んでいくことはほとんどないけれども、転がって落ちていくということで、入江保育所側の道路につきましては、伊達側に向かって坂になっていることから、そちらに転がっていくとのことで、それを生徒が拾いに追いかけていくという状況になっているということを再度確認しているところでございます。

顧問の先生も、当然、状況を把握してございますので、車等が通るので十分注意してボールを拾いに行くように生徒に注意をしているということでございますけれども、生徒はもちろんのこと、車で通行する方などにとっても危険な状態にあるとの認識をしておりまして、危険を防止するためにもフェンスなどの設置が必要と考えるところでございます。

フェンスの設置に当たっては、議員ご承知のとおり、桜やシラカバなどの木が支障になるため、現在はかなり大きく育った木の伐採をすべきかどうかなどの検討を進めているところでございますけれども、いずれにしても、早急に、危険を防止するフェンスの設置をしまいたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○8番（沼田松夫君） 突然の話で、いつからやるということにもなっていないでしょうから、とりあえず、危険意識を持っていただいて、中学校のほうにもこのようなことが起きないように注意をすると同時に、できるだけ早くやっていただきたいと思います。

次のところに、転がっていった球によって道路で事故を起こしたら誰の責任になるのだということが書いてあります。これは、言わずと知れたことですが、町道ですから、どちら側で事故を起こそうが、学校のフェンスの不備が問われる。高速道路などでは、鹿が飛び込んでこないように、動物が飛び込んでこないように、フェンスを立てているわけです。ですか

ら、うちの町道は、どちらからでも問われますから、とにかく早くやっていただきたいということをお願いして、この質問は終わりたいと思います。

2番目に行きます。

実は、月浦小学校の桜の問題でございしますが、温泉小学校はそういうことは大してありません。ないわけではありませんが、この程度なら本当に校務員が来たら済むだろうというぐらいのものでございます。

月浦の小学校の古い桜ですが、これはかなり大きいです。これが3本ありまして、こんなにてんぐ巣になっているのか、これはもう助からんぞと。皆さんも知っているとおり、この小学校の桜も、3年たって大変きれいに咲くようになりました。私の見た目では、月浦の桜は多分助けられないなというぐらい傷んでいます。

それでは、洞爺のほうの学校はどうなっているのだということで、洞爺の三つの学校を全部見てきました。そうすると、ここで質問しているとおり、大変です。高校の前の木などは、でっかい木です。これは、上のほうで、がっちり病気になっています。全部写真を撮っていますから、見たいと言われれば、いつでも現像してお見せできます。

今回は、いわゆる学校と公共施設の関係だけで桜の問題を申し上げていますが、洞爺には民間のほうでもたくさんございます。ですから、やはり、これは本気で手入れしてあげなければいけないのではないかと、僕はそういう思いで質問の通告をしました。

そういう中で、私は、この間、歴史公園へ行ったのです。善光寺まで歩いて、その帰りに歴史公園でお昼ご飯を2時間ほどかけて食べたのですが、桜の木はだめだ、だめだという話ばかりしていますけれども、あそこの桜は見事です。きれいに咲いています。白い桜もありましたが、何種類かの桜がございします。本当にきれいな桜があります。

我々の入江自治会の中にある公園ですから、我々は使ってきました。芝生を刈ってきれいにしてありますけれども、せっかくあれだけきれいになっているのに、使った形跡がないのですね。ですから、ついでに申し上げて申しわけないのですが、あれを利用しない手はないですから、桜というのはこれだけきれいなのだぞということで、利用されることを考えていただけたらいいのではないかと。せっかく手入れをしても、使わないのでは意味がないのではないかと思います。歴史公園の桜は、何年か前まではまづかったのですが、今は本当にきれいになっています。

そういうわけで、学校内の、また、洞爺総合支所のそばにある桜も、かなり傷んでいます。ですから、その辺の認識はどういうふうになっているかということをお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 洞爺湖温泉小学校を初め、各学校等の桜てんぐ巣病についての認識ということのご質問でございします。

私も、指摘を受けまして確認をしてまいりましたけれども、ご指摘のとおり、相当数の桜の木がてんぐ巣病になっているという状況でございました。

昨年度は、虻田小学校及び虻田中学校の桜てんぐ巣病の対応をしてまいりましたが、このてんぐ巣病につきましては、議員ご指摘のとおり、全町的なものではないかと認識しているところでございます。

ご指摘の各学校等の桜てんぐ巣病の対応でございますけれども、町内の公園等の環境整備のために、6月初めから臨時職員を雇用しており、現在、町に無償譲渡されました旧ネイパル洞爺の桜てんぐ巣病の作業を行っているところであり、この作業が終了しましたら引き続き各学校のてんぐ巣病の対応をしていくことを現在考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○8番（沼田松夫君） 私は、後から言おうと思ったのですが、この間、ネイパル洞爺も見てきたのです。民間の桜の公園もございますが、あっちもひどいのです。ネイパル洞爺は、もう入り口から本当にひどいです。どこまでやったか、近いうちに見させていただきますが、ネイパル洞爺の桜も本当にかわいそうにな、こんなに病気がついてしまっているのだよという状態でした。ネイパル洞爺の話は、今出ましたから言いましたけれども、そういうことでございます。

とにかく、桜は、咲いたら確かにきれいなのですが、病気がつきます。そして、ソメイヨシノにつくということでしたが、もうソメイヨシノなどとは言っていられません。てんぐ巣病は、山桜にもくっついていっている状態があります。ですから、今後、ぜひその辺を考えていかなければ、せっかく植えた桜がだめになっていきます。

桜の話はもうやめます。別なときに、また別な形でやらせていただきたいと思います。それは、湖畔縁がひどいのです。特に、分かれ道になって洞爺のほうに入っていくルートがあるのですが、あそこの手前あたりはきれいなのです。あそこから500メートル行ったら、ずっと100メートルくらい、てんぐ巣病で枯れていますよ。ですから、次々と枯れてくるはずですよ。これは、また別のときにさせていただきます。うちの町の問題ばかりではないので、そういうことで1番目は終わりたいと思います。

2番目は、泉、入江地区の振興策についてということで通告してございます。

私自身、70年ここで生きてきて初めて、泉地区のいちご団地がどういう形でできたのかということを初めて知りました。ついこの間、選挙で歩いていたときに、2000年の噴火後の泉地区の振興策でできたものであるということを初めて聞いたのです。えっ、それは大変だよと思いました。それはどういうことかということは、これからお話を聞く中でわかると思います。これは放っておけないでしょうという思いで、今回通告させていただきました。

まず、いちご団地について、いつ、誰と、どんな形で、どういう目的で、どれぐらいの規模でやったのかということがわかれば、教えていただければありがたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） 泉地区のいちごハウス団地につきましては、先ほど議員がおっしゃるように、2000年の有珠山噴火災害によりまして、泉地区では農地に噴石の被害をたくさん受けております。それに加えて、砂防ダムの建設が行われておりまして、当時は農

家の耕作面積が減少しているような状況にございました。

これまでの農業経営でいいますと、豆類を中心とした畑作農業で経営しておりましたけれども、農地が少なくなったことから、そういった営農を維持していくことが困難となっていた現状にありました。

そういう中で、耕作面積が狭い中でも一定の所得が確保できるものはないものかと検討した結果、施設園芸を中心とした高収益な作物への転換を推進することになりました。これらの作物の生産出荷に必要な施設整備を図るために、有珠山周辺地域農業復興支援対策事業によりまして、北海道から3分の2の補助と洞爺湖町で6%の補助をして災害発生の翌年の平成13年に、いちごハウス団地を4棟、4戸の農家が経営しておりましたけれども、設置をして、現在までやっております。

いちごハウスの団地整備に当たりましては、単年度の農家負担が重いということで、その農家負担を減らすために、洞爺湖農協が事業主体となりまして、10年間のリース方式で運用してまいりました。現在は、利用者の高齢化によりまして、苗床になる土の入れかえ作業が手作業で大変重労働ということで、ハウス運営を続けていくのが困難となったことから、2戸の農家が施設の利用を廃止して、施設も撤去している現状でございます。

これまでの経営状況をお伺いしましたところ、燃料が最も高騰した時期は、収入が余りなく、赤字まではいかないまでも、収入につながらなかったことがありましたけれども、おおむね良好な経営状態でいちごハウス団地の運営をされてきたというふうに伺っております。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○8番（沼田松夫君） おおむね良好な形で運営されてきているとすれば、なぜに2戸やめたのですか。そんなばかな話があるわけではないのですか。僕はそういうふうに見ていないのです。赤字だからやめるのですよ。4戸建てたものが2戸になったということは、合わないのだと思うのです。合わない原因が、今、燃料ということですけども、要するに、人手を借りてでもやれる状況ではないということになっているのだと思います。

ですから、その辺をどう考えていかなければいけないのか、せっかくあれだけの投資をしてやったものが、今、2戸やっているのかなという思いさえしています。ですから、おおむねやれたというのは、どこでやれたのか、何か根拠があって言っているのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） 今、議員もおっしゃいますように、やめる最大の理由は何かと尋ねたところ、やはり、体がもうついていけないというのが最大の理由だということでございまして、収支につきましては、最近の燃料高騰により、だんだん利幅が減ってきたということも第2の原因にあるかと推測します。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○8番（沼田松夫君） 2000年ですから、15年も前の話ですから、そういう中で、最初の計画はどうだったということを言ってもしょうがないのでございますが、あれだけ投資したもの

をなくしてしまうというのは——泉地区には、結構、元気なお年寄りがいるというふうに思っているのです。確かに、農作業というのは、土相手ですから結構重たいのですが、私は、ほかのところでもイチゴ農家を見えていますけれども、もうかればやめることはないというふうに思っています。

こんなことを言っては申しわけないかなと半分思っているのですけれども、実は、この間、札幌とうや湖会に行ったときに、私どものイチゴがあったのですよ。これは泉の団地から出てきたイチゴかなと思いながら見ていましたけれども、これは今のイチゴの時期に出すイチゴではないな、これでは利益も値段も出ないというふうに思いました。札幌で、ほたてベビーとかソウハチとかいろいろなものと並んでイチゴも何パックかあったのです。それが非常に小さくて、これは虻田のものかと同級生に質問されたので、虻田のものだ、味はいいよとは言ったけれども、ううんという状況のものだったなと思っています。

そういう中で、今、そのようなことを言ってもしょうがないので、それでは、もう一回元気にできる方法があるのかという中で、私は、振興策として、熱源の対策として、温泉を掘れないかと考えています。幸いにして、洞爺湖温泉のほうに掘った温泉は大成功で、町長も大変喜んでいるようですけれども、温泉を掘れないかということを言っているのです。温泉が掘れば、実は熱源にできるよということなのです。

この辺で、温泉を利用した農作物はどうなっているか。例えば、壮瞥などではトマトをやっていますね。ですから、その辺の利用はどのように見ているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） 近隣での温泉の農業への活用の実情でございますけれども、まず初めに、隣まちであります壮瞥町の幸内地区で、オロフレ地熱利用野菜組合がトマトの生産を行っております。ハウスから2.5キロメートル離れた弁景温泉で、約65度の源泉が毎分1トン自噴しているようでございます。

昭和55年から57年にかけて、当時の資源エネルギー庁の事業を活用いたしまして、温泉熱を利用した野菜生産団地を整備しております。現在は、組合員が7名でハウスが48棟、生産品種は「桃太郎はるか」というものを生産しているようでございます。

9月ごろに種まきをしまして、12月上旬には定植し、2月半ばから収穫を始め、7月中旬ごろまで出荷していると伺っております。

もう一つは、登別市のほうで昨年から取り組んでおりますが、組織名が登別新産業創造育成研究会でございます。10年ほど前から、この組織の代表者が温泉の廃熱を利用して何かできないものかということで検討していたところなのですけれども、登別の温泉のホテル関係者のほうからいろいろと助言を受けまして、需要が多かったアスパラガスに注目したところでございます。

北大や道立総合研究機構から技術指導を受けまして、実証実験にこぎつけまして、約16平米のハウスを1棟建設し、苗を500本購入し、昨年11月から1月までの間、実験を始めまし

た。目的は、国産品が品薄になる冬場に、登別温泉の旅館などに地場産品として供給したいという狙いでございました。今後３年ぐらい、実験的に実施しまして、事業化の道を探っていくというのが現在の状況というふうに伺っております。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○８番（沼田松夫君） 今、壮瞥という話が出ましたけれども、私どもも議会で視察に行きましたが、森町濁川地区のね。実は、あそこでもトマトをつくって、大変高額なトマトをつくっているなというふうに見ていました。

今、アスパラの話が出ましたが、排湯を使つてのハウス栽培を登別の方がやっているということはインターネットで見ました。私も前に、洞爺地区から出ている温泉を利用する方法はないのかということを申し上げましたが、ほかの議員にもそういう話をしている方が当然いました。

そういう中で、そうだよなと、すぐできることがあるよなと思ったのは、いこいの家のお風呂の湯というのは、ただ捨てているのだなと思いました。そういう中で、下の農家に排湯することによって利用は可能ではないのかと、まず、そういうことを思いました。下にはハウスもちゃんとあるわけで、上からおろすだけですから、ただ捨てるのではなく、使う方法を考えたかどうかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） いこいの家の温泉の排水につきましては、確認しましたところ、排湯としての利活用は、温度が低くて、その下にある農家のハウスのほうには有効な熱源ではないというようなことを伺っております。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○８番（沼田松夫君） そういうことであればあれですけども、絶対に大丈夫だと思いますけれども、温度の高いものが欲しいということなのでしょう。１年中、下でも我々が入れるだけの温度があれば絶対に大丈夫だと思いますけれども、それをやったわけではないですから、それ以上は言いません。

そういう中で、町長もまちの中をたくさん歩くでしょうし、皆さんも歩くでしょうけれども、私が一番言われたのは、松の湯をなくしたときだったのです。本町側に温泉が欲しい、お風呂が欲しいと。最近は歩いていわれますでしょうか、言われませんか、聞いている人はいますでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 本町地区の住民の方から温泉があればいいよねという話は、今でも聞いているところがございます。

せっかくの機会ですから、たまたま、私どもの町には温泉利用協同組合がございまして、金比羅山周辺でバイナリー発電を起こすということで、JOGMEC、経済産業省の補助金

をいただいて、温泉を掘らせていただきました。それが見事に当たって、その後、内閣府のほうに、町として地方再生計画を提出させていただいて、2次利用可能という認可もいただいたところでございます。

今現在は、温泉利用協同組合で、その温泉を温泉利用協同組合のタンクに入れて、各ホテル、旅館のほうに供給しております。今、「宝の山」プロジェクトも立ち上げておりますけれども、そこでまた、地域の名物になるようなものの名物おこしも考えているところでございます。

金比羅山のところは、ある意味、成果が上がり、成功した。それについては、ある意味、地質研究所の先生方の緻密な計算やデータをもとにして、JOGMEC、経済産業省のほうに申請を出させていただいたと。

今現在、有珠山周辺について、地熱研究所のほうで再度調査をしていただいております。これは、私どもが発注したわけではなくて、道の予算の中でやっていただいているところでございまして、今、先生には、そのデータを私どもの町のほうにも譲っていただけませんかということをお願いしております、何とかうまくいきそうな状況下にございます。

これは、今すぐにできる、できないの問題ではないのですが、将来に向かっての私個人の夢ですけども、できれば、金比羅山のほうにも、いわゆる地熱バイナリー発電を起こすという事業の一環で事業を展開していただいて、なおかつ、温泉熱を利用した何かができないかと。先ほど、課長のほうから、近隣町村でトマトをやっている。私どもの町ではイチゴをやっている。さらにはアスパラも始めたところもある。それから、私どもの町と関連のある会社ではマンゴーもやっている。2000年の噴火のときに被害を受けた農業振興策、それらの一助としてイチゴハウスができて、今現在は残念ながら2軒の農家しかやっていないということでございますけれども、何とかそれに寄与できるようなものができるだろうか。あわせて、熱を利用した温泉、これを本町地区の住民の方が安心して入れるようなものにできないだろうか。

幸いなことに、西山火口の南口には、私どもの用地もまだありますし、近隣には、今、畑作を休耕している土地もあるようでございますので、そこら辺は地主さん方とも協議していかねばならないかなと思いますけれども、あの高台から内浦湾を眺めるようなところにそういうものができれば、皆さんは喜ぶだろうなという思い、夢は持っているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○8番（沼田松夫君） 町長の夢はお聞きしましたから、できるだけそのように実現させてもらいたいと思います。泉の人たちも確かに高齢になっていますが、やはり、どんな商売でももうかれれば必ず続けるのです。ですから、もうかるようにしてあげなくてははいけません。私は、燃料でもって追い回されて、利益が出ないというような状況を何度も見えています。

そういうことで、辛うじてやってきたという中での経営でしかないというふうに私は見えています。ですから、ぜひ、温泉を利用できる方法を探ってもらうことをお願いしたいと思

います。

それから、通告していませんけれども、これも豊浦のイチゴの話ですが、大岸地区だと思いましたが、中山間地域等直接支払制度を活用して、7人ぐらいが農水省の補助をもらってやっているのだという記事がちょっと載っていたのです。中山間地域等直接支払制度とはどういうものなのか、わかりますか。

○議長（佐々木良一君） 杉上農業振興課長。

○農業振興課長（杉上繁雄君） 洞爺湖町のほうでも、本年度から洞爺の高台地区のほうで多面的機能の支払い交付金の制度を活用しまして、畑のあぜの草刈りですとか、いろいろな景観整備とか、農作業道路の砂利等の補修等の事業に取り組んでおりますけれども、この制度ができる前の制度を継続して事業を実施しているのが中山間制度と聞いております。

○議長（佐々木良一君） 沼田議員。

○8番（沼田松夫君） それは違います。間違いなく違います。平成27年度で、また新しくなっているのです。私もちらっとしか勉強していませんからこれ以上言いませんけれども、泉の農家の人たちに使えるお金ではないかなという思いをしているのです。もう少し勉強しておけばよかったなと思いましたが、きょうはこれ以上は言いません。中山間地域等直接支払制度というのは、毎年新しくなって、27年度の新しい制度が町に来ているはずですよ。

それから、もう終わりにしますが、振興局の新しい局長が、この間の新聞記事で、胆振地区の誇れる資源を最大限活用という言い方をしているのです。この間、ふれ合いセンターでお会いすることがありましたから、何を考えていらっしゃるのか、聞いてみたいと思ったのですが、聞かないで失礼しました。ただ、そういうことを言っていますので、町長は、今、温泉について、もう少し考えてということだと思うのです。めどは立っていないと思うのです。ですから、振興局長などにもお手伝いいただいて、ぜひひとつ温泉を掘っていただけるように頑張ってくださいたいと望んで、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐々木良一君） 以上で、沼田議員の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

再開を2時35分からといたします。

（午後 2時26分）

○議長（佐々木良一君） 会議を再開いたします。

（午後 2時35分）

○議長（佐々木良一君） 一般質問を続けます。

次に、13番、下道議員の質問を許します。

13番、下道議員。

○13番（下道英明君） 13番、下道英明でございます。

本日最後の登壇でございます。

皆さんの顔を見てみますと、お疲れモードを感じておりますので、空気を読みながら、明瞭簡潔に進めてまいりますので、皆様におかれましてもよろしくお願い申し上げます。

今回の6月会議におきましては、通告にありますように、交通安全対策、そして、地域で安心して暮らし続けるためにをテーマにお伺いしてまいります。

最初に、交通安全対策についてでございます。

今回は、洞爺湖温泉街の洞爺湖登別線、眺湖通りについてお伺いしてまいります。

この眺湖通り、いわゆる中央通りでございますが、そして、洞爺湖温泉大通り線の安全対策につきましては、過去数年間、複数の議員が取り上げてきた課題でもあります。

洞爺湖温泉大通りの壮瞥寄りのホテル、コンビニ付近の東クランクカーブの問題、あるいは、大型車両の通行による振動や騒音が問題提起され、それぞれ解決策として道路にセンターライン等を引いたり、また、道路の舗装面がかなり傷み、段差等によって生じる振動、騒音を部分的な補修により改善努力していると。また、スピードダウンの喚起看板等に対応しているところが現状でございます。

洞爺湖温泉大通りの交通安全、観光振興の観点からも、洞爺湖登別線、いわゆる眺湖通りの全面開通が待たれるところでございますが、眺湖通りの全面開通は、当初、平成27年3月の予定でございましたが、開通日程がおくれるとの情報もございましたし、この議会におきまして改めて確認させていただきたい、その思いでございます。

眺湖通りの全面開通の事業工程についてお聞きいたします。

○議長（佐々木良一君） 八反田建設課長。

○建設課長（八反田 稔君） 眺湖通りの事業の工程についてでございます。

道道洞爺湖登別線の3・4・3眺湖通りの整備につきましては、今お話がございましたが、事業認可期間は、当初、平成22年度から平成26年度としてございましたが、補助金の確保の難航、諸般の理由により、平成28年度完成として事業を進めております。

今年度の事業でございますが、北海道胆振総合振興局からの説明でございますが、当初要望額が3億5,000万円に対しまして、予算配分額は3分の1の1億1,800万円、北海道の単独費6,000万円と合わせまして1億7,800万円、要望額の50%となる予定であるという報告がございました。

当初要望額に比べて予算配分が大幅に減になったことから、今年度の眺湖通りの車道部の完成ということを予定してございましたが、大変厳しくなったという状況でございます。

今後につきましては、北海道へ国の補正予算などを活用して、一日でも早い車道部の全面完成、それから、平成28年度の全面完成を要望したところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） 説明をいただきまして、わかりました。

今回、北海道も一度事業認可の期間変更をしているということで、平成28年度、29年3月

までに全面開通していくことを考えているということですね。

そういった面では、眺湖通りが全面開通に至らなくても、年々、交通量がふえてきているのが現状でございます。幾つかの要因がありますが、大型車両だけではなくて、最近、インバウンド、外国人観光客の方も、「わ」ナンバーのレンタカーを使って、いわゆるカーナビゲーションを利用していまして、もう既にカーナビでは眺湖通りのほうがメインになってきているということで、眺湖通りを「わ」ナンバーの方がかなり走っていて、地元の交番も最近は大変忙しいようですけれども、取り締まりもしているということがございます。

以前から、町長の町政懇談会あるいは議会報告会等におきまして、眺湖通りの横断歩道、信号機設置の要望が出てきているところでございますが、町長部局にいたしましても、また議会におきましても、陳情等で、昨年、私も一緒に委員会として道議会のほうに行かせていただきましたが、洞爺湖温泉中学下の横断歩道整備もあわせて、洞爺湖温泉大通り、また眺湖通りへの要望の経緯とか進捗状況について、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） 眺湖通りに関する進捗状況でございます。

3月議会におきましても同じ質問を受けておりますけれども、眺湖通りに係るこれまでの進捗状況につきましては、洞爺湖温泉中学校下への横断歩道整備とあわせ、中央通りの交通安全施設の整備についても、伊達警察署、それから北海道公安委員会への要望活動を行っており、昨年4月につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、町議会においても、北海道議会の各党派への要望活動をいただいたところであり、感謝申し上げますところでございます。

町としても、ことし5月に、伊達警察署に、他路線とあわせて状況を説明申し上げ、要望をしております。また、室蘭開発期成会として、来月の7月2日に札幌へ要望活動を予定しております、この事項につきましては、引き続き、早期完成に向け、要請することとしてございます。

また、町内的には、昨年の10月に洞爺湖温泉地区の自治会の方々のほか、各団体の代表の方に集まっておいただき、交通安全対策会議を開催したところでございます。その折、地元住民の皆様方からご意見、ご意向などを伺っている状況でございまして、その後、出された意見などを踏まえまして、町、北海道室蘭建設管理部洞爺出張所、伊達警察署の担当者による検討会議を昨年11月に開いたところでございます。

その後、町としての要望事項をまとめて、ことし1月に伊達警察署長、2月には北海道警察交通規制課へ、町長みずから出向いていただき、要望をしたところでございます。

要望活動としての具体的な中身につきましては、一つ目として、信号機付きの横断歩道の設置3カ所、二つ目として、横断歩道の設置1カ所、三つ目に、洞爺湖温泉大通り線の法定速度の40キロメートルから30キロメートルへの減速、四つ目に、交番の移設について要望をしております。

あわせまして、洞爺湖温泉中学校下付近への信号機設置についても要望している状況と

なっているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） 今、次長のほうからありましたように、信号つき横断歩道が3カ所、また、横断歩道の設置が1カ所ということと、大通り線の法定速度を40キロメートルから30キロメートルへの減速、それから、交番の移設もあわせて、中学校下付近の信号機設置ということが出てきております。これは、道のほうも、眺湖通りの全面開通の完成時期に合わせて、信号機あるいは横断歩道の附帯設備工事についても一緒に考えていくと聞いておりますので、単体の一つのものに対してつけろという話ではなくて、やはり、眺湖通りが完成するときに附帯設備としていくと思いますので、引き続き強く要望していただきたいと思います。

ところで、最近、各地の観光地におきましては、交番をローマ字表記の「KOBAN」という形に表記変更しているところが非常に多いのですが、交番制度というのは、ブラジルですとかシンガポール、インドネシアにも輸出されておまして、おもてなしの国の日本が長い年月をかけて作り上げてきた世界に誇る交番システムは、安心なコミュニティー、そしてまた、日本独自の安全のシステムとして知られているわけなんです。

世界の中では、相撲であれば、本来ですとジャパニーズレスリングなのでしょうけれども、「SUMO」という言葉がひとり歩きしております。交番に関しても、ポリスボックスではなく、「KOBAN」という形になってきております。そういった点では、交番というものが、世界の治安を守る大きな役割になってきていると。そういった面では、ローマ字の「KOBAN」ということで、日本の制度である交番制度が既に国際語として市民権を得るようになってきていると思います。

今、洞爺湖温泉にある交番は、ご承知のとおり、文化センターの上ということで、非常に端にありまして、余り観光客の目につかないところです。また、地域住民にとってもちょっと遠いところにあるなという感じなのですが、奇抜なアイデアかもしれないのですが、今回の通告書の中にお書きしましたが、眺湖通りに交番の移転を提案していきたいという思いで、今回、一般質問をさせていただきました。

その中で、特に、地域住民だけでなく、国際観光地といいますか、インバウンドの入り込みも非常に多くなって、本当に外国人が多くなってきています。例えば、毎日、道路を歩いていると、住民よりも外国人のほうが多くすれ違いますし、日によっては、顔見知りの人より、キャリーバッグを引いてずるずる歩いている人のほうが多いです。私の住んでいるところは温泉2区にあるちょうど中心街のほうですけれども、周辺のおばさん方は、顔見知りの人を見るよりは、外国人ばかり見ています。特に、外国人は安い宿に行くものですから、私の地元のところだと、ちょうど上の旅館などを利用されている方が多いので、最近では、外国人居留地ではないのですが、非常に多くなってきています。そういうところで、見知らぬ外国人にお会いする機会が多くなってきていると。

先ほどお話ししましたように、ローマ字の「KOBAN」について、もし可能であれば、

それを移設することによって、外国人旅行者へ安心・安全を与えると同時に、一方では地域住民の防犯、治安上も有効なのかなと思っております。実際に、交番移転ということは非現実的なのかどうか。

ことし、登別市で、交番を移転、新築するということで、登別温泉交番に登別観光PRキャラクターの登夢くんをモチーフにしたモニュメントを置くということです。交番が源泉公園に非常に近くなって、今回、その交番のところに登夢くんのモニュメントを置くということです。新聞報道によりますと、源泉公園に近く、多くの観光客が往来することから、気楽に立ち寄れる観光客の安全を守る形で温泉街の活性化を目指すとのコメントがありました。

仮に、二番煎じではないのですが、眺湖通りに交番移転をする場合のできる理由より、できない理由を探してやっつけていったほうがいいと思います。そういった点で、大きな障害になるというのはどんなものなのか、お聞かせください。

○議長（佐々木良一君） 澤登総務部次長。

○総務部次長（澤登勝義君） まず、交番移転の障害の要因となるということのご質問からお答えいたします。

現在ある温泉交番につきましては、平成16年の建築でございまして、10年が経過してございます。

交番の耐用年数といたしましては、一応、25年が一つの目安ということが大きな要因の一つでございます。

もう一点のローマ字の表記の件でございます。

現在、温泉交番については、ご存じのとおり、日本語表記ということで、議員ご提案のローマ字表記のKOBANというも表記の可能性について、伊達警察署のほうに問い合わせをした結果を発表させていただきたいと思います。

交番のローマ字表記につきましては、他の地域でも実例があることから、可能であるという回答をいただいております。ただし、費用的な面で、表記の仕方、内容によっては、予算の範囲内で賄えるものなのか、新たな予算を計上しなければならないのかということで、それによっては、すぐにできる部分と、ある程度の時間を要する部分があるという回答をいただいております。

これについては、今後、これまでの要望とあわせて、関係機関のほうに要望を追加して進めてまいりたいという考え方をしてございます。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） そうすると、今、次長が言ったのは、いわゆる交番の耐用年数ということですね。これは、25年ということになると、温泉交番ということになると平成16年ということですから、まだ10年ぐらいいかないということですね。

今回の登別の場合は、耐用年数を越えたというので移設が可能だったのですが、そういう面では、やはり、耐用年数という縛りがあるかと思います。

また、今、次長のほうからありました交番については、まだまだ予算の関係もあるでしょうけれども、変更できる余地はあると理解してよろしいですね。

そういう中で、今、交番の耐用年数あるいは土地等の提供等も一つのオプションとしてあるのでしょうかけれども、その中で、さまざまな障壁は認識したところです。今、国では、観光立国の実現に向けて、2020年にかけて、いわゆるオリンピック・パラリンピックの問題もありますが、観光庁のページを見ると、訪日外国人2,000万人プログラムとか、アクションプランとか、今の政府はいろいろな施策を着実に実行しているのが現状です。

その中で、洞爺湖温泉の温泉街の立地の特性といいますか、やはり、洞爺湖は国際観光地なのです。来年、また日本でサミットがありますが、前回、日本で開催されたのは洞爺湖ですから、ことは少なくとも、来年のサミットの前までは、洞爺湖は、間接的にですけども、脚光を浴びます。

また、8月、9月にそういった関係の方たちも来られるということです。そうすると、サミットが終わった後の防犯とか、安全や治安に関して、いろいろな面でアプローチできると思います。特に、この国際観光地洞爺湖温泉を、今のお話は警察行政の指導の話ですが、その視点だけではなくて、訪日外国人の旅行者を受け入れていくというか、受け入れの環境整備拠点事業の視点から、例えば、実際は、交番の耐用年数は25年かかるという縛りはありますけれども、特例と言うと変ですけども、今、政府では、特区ということを結構やっていると思います。それは、広い範囲の中の特区だと思うのですけれども、こういった個別のものに対する、まして、洞爺湖の場合は、サミットの開催地でもありますし、インバウンドも年々ふえてきております。

人口が非常に少ない中で、夏になってくると、住民よりも外国人のほうが多くなってきますし、往来している人たちも、日本人のような感じだけれども、実はチャイニーズであったり、シンガポリアンであったり、話してみても初めてこの人は日本人ではなかったのかとわかる。服装を見ればわかりますけれども、最近、インターネットで、日本人の服装はすごくはやっていますので、NHKではないですが、かわいいといいますか、アジア系の人たちは日本の服装に対して非常に敏感ですから、服装では昔ほど区別はできないです。

そういう中では、警察行政の視点からだけではなくて、来年、サミットが日本で行われるので、学習しようと思って、今、洞爺湖が脚光を浴びています。先方の考えるところは、治安であったり、防犯であったり、それと同時に今回視察に来る方たちが勉強されるのは、恐らく、サミットが終わった後はどうなのでしょうということだと思います。ビフォー・アフターという形ですね。

その辺のところで、将来、眺湖通りにローマ字表記の「KOBAN」だけではなくて、二番煎じではないのですけれども、もし眺湖通りの交番ができれば、洞龍くんを置いて、交通安全の守り神にするとか、そういったことも必要だと思います。

町長、警察行政の視点だけではなくて、大きく観光という面で、今、北海道も観光に対して予算をかなりつけてきておりますし、株価も上がってきましたし、資産インフレにもなっ

てきました。そしてまた、先般も室蘭に中国人のインセンティブの船も入ってきて、2,000人、3,000人規模で入ってきている状況です。これからもずっと続いていくのですが、その中で、洞爺湖温泉は、やはり住民以上にたくさんの観光客が来ますので、せめて、温泉街の中心に交番などがあれば、住民も非常に安心します。同時に、もし設置すれば、警察官も英語ができなければ洞爺湖温泉の交番に来てはだめだよとか、京都などはもうそうですね。あるいは銀座などもそうですし、今、おもてなしの一番のものは何かといったら、和でもなければ何でもない、交番だとインターネットに出ていました。アンケートにも出ていました。

そういった点で、そういう取り組みについてどうお考えでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 北海道警察のほうにおきましては、今、議員のおっしゃられたことはよくわかるのですが、ある意味、金銭的にはかなり閉鎖的なところがございます。信号機の問題、あるいは横断歩道の問題、一時停止の問題、今までいろいろな意味で要望してきましたけれども、まだ実現していないのが現実でございます。

この交番の問題につきましても、実は、去年からお話をさせていただいているところでございますが、いかんせん、予算がないの一点張りでございまして、今、非常に大きな壁があるのが現実でございます。

しかし、私どものほうは、これを諦めないで、粘り強く要望してまいりたいというふうに思っておりますが、できる限り実現に向かってできるよう、これからも努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

ひとつよろしくお願い申し上げます。引き続き、交番移転は別といたしましても、それも含めながら、眺湖通り、あるいは、下の大通りのほうの安全対策についても目配り、気配りをしていただきたいと思います。

それでは次に、地域で安心して暮らし続けるためにと題しまして、介護、認知症に対する施策について伺いしてまいります。

さきの3月会議におきましては、真屋町長の町政執行方針において、「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」として、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営み、安心して老後の生活を送ることができるよう、第6期の洞爺湖町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、包括的な支援、サービス提供体制の構築推進に努めていくとうたっております。

12月の議会におきましても、某議員が介護保険について質疑しておりますので、重複するところは割愛しながら質疑を進めてまいりたいと思っておりますが、介護保険制度が利便性のあるサービスへと進化する中で、平成27年度介護保険制度改正に伴い、第6期介護保険事業計画における当町の介護の実態をどのように認識しているのか、伺います。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 昨年度、第6期介護保険事業計画を作成するに当たり、要支援、要介護認定者及び認定者以外の高齢の方々に、日常生活の課題や生活実態等についてアンケート調査を実施いたしました。

その結果、介護する上で困っていることとして、介護者の負担が大きいと回答された方が24%、自分の時間が持てないと回答された方が18%でした。

また、認知症の方の介護に求められている支援としては、家族の都合により、臨機応変に対応してくれるショートステイやデイサービスと回答された方が49%でありました。さらに、地域包括支援センターで毎年度実施いたしております当町の介護分析、介護が必要になる原因などを分析したところ、介護認定のうち、認知症を原因とする認定が多く、全国の約1.5倍の結果でございました。

今後ますます認知症を抱えながら在宅で生活していく高齢者がふえるものと予測しているところでございます。これらのことから、第6期介護保険事業計画では、平成27年度より、認知症対応型デイサービスセンターの創設、認知症ケアパスの作成や普及、認知症地域支援推進員の配置、介護者の集いの開催、在宅医療、介護連携の推進など、病気や障害の有無に関係なく、本人が望む場所で安心して暮らし続けるまちの構築が必要であると考え、計画に盛り込んでいるところでございます。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） 今のアンケートの調査実施の中で見ると、介護者の負担が大きいと回答しているのが24%、自分の時間が持てないと回答しているのが18%ということです。また、デイサービスですけれども、ちょっと驚いたのは、認知症を原因とする介護認定が全国の約1.5倍というのは、かなり多いかと思います。その中で、同じく、昨年12月の会議で、某議員から、老老介護とか若年介護の支援を計画的に盛り込むべきではないかということがありましたけれども、それとの関連で、地域ケア会議等で意見を聞いて支援対策を考えていくという答弁だったと記憶に残っているのですけれども、その中で、今回、アンケート調査をして、老老介護、若年介護の今の実態はパーセント的にはわかりました。アンケートは、今回、わかりました。ただ、その後、一歩進んで、どのような支援対策を具体的に考えていこうとしているのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 老老介護並びに若年介護者の皆様に対する具体的な支援の内容等でございます。

せんだっての議会の中でも回答はさせていただいております。まずは、実態等を詳しく調査させていただき、その結果をもとに皆様のほうからいろいろなご意見等を賜り、具体的な支援体制について考えていきたい、協議をしていきたいというようなご回答をしているところでございます。

では、現在どのような支援体制ができるのかというところでございますけれども、まだまだその結論に至っているところではございません。さらに、いろいろな方から多数のご意

見等を伺いながら、慎重に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） 次に進んでまいります。

老人の数が年々増加していく中で、それに伴って介護関連人材も当然必要になってくると思うのですが、実態は、介護人材の需要に対して供給数は全くの反比例になっているわけなのです。介護の人材確保というのは大きな課題なのですが、当町におきまして、人材を育成する目的で、例えば受講講座の開設だとか、町独自に開設することは可能なのかどうか、お伺いいたします。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 介護職員の人材確保につきましては、現在、町内の社会福祉法人におきまして、法人職員のほかに、一般町民の方を含めて、介護職員初任者研修——以前の旧2級ヘルパーの資格の養成講座でございますが、これを年に1回開催しているところでございます。資格を取得するためには、130時間の講義と実習のカリキュラムが必要とされております。

受講者は、年間およそ30名程度でございまして、一般の町民の方も、毎年度、数名は受講されているというお話を伺ってございます。

ご質問の町における受講講座の開設の可能性についてでございますが、この介護職員初任者研修を開催するための必要な基準というものがございまして、介護保険法施行令第3条第2項の規定に基づき、講義または実習を担当する講師の確保、継続的に毎年1回以上の研修の開催、研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤、実習施設の確保等の全ての要件を満たさなければならず、また、北海道知事に介護職員初任者研修事業者指定の申請が必要となります。

さらに、研修事業をみずから実施しなければならず、委託等により他の事業者に行わせることができないことから、町が受講講座を開設することは難しいものと考えているところでございます。

今後も、資格取得を希望される方につきましては、町内の社会福祉法人で開催してございます研修会のご紹介をさせていただくことで、介護職員の人材確保を図りたいと考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） 要は、できないということですね。わかりました。

実際に、確かに、そういった介護保険の施行令、法令等もありますので、なかなか町単独ではできないということは承知しました。要は、町内の社会福祉法人主催の研修会を紹介していくという形で理解してよろしいのですね。

この人材難というのは、介護業界においては、労働環境といいますか、抜本的な問題を含んでいるので、自治体レベルで改善するにはやはり限界があるということは当然認識しているところです。ただ、もう一つ、介護の有資格者、もう既にある方ですね。子育てや自分の

親の介護で実際に介護に行けないと。でも、有資格で、少しタイムラグはあるけれども、復帰しようかなとか、そういった介護の有資格者への復職に向けた支援ということは町ではできないのでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 結婚をする前までは介護職員として勤めていて、結婚した後、一時やめられて、再度復職をするというようなケースが考えられるかと思います。そういった方たちに対する技能の向上といいますか、介護のさらなる方策等の支援については、現在、町の支援策としてはないような状況でございます。

今後のことになろうかと思いますが、先ほどの民間法人で実施されております研修等、それから、北海道が主催しております研修会等もございますので、そういったもののご紹介をさせていただいて、資質の向上等に励んでいただければと考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） 了解しました。

次の質問です。

データを見てみると、介護認定を受けながら、サービスの利用がない、いわゆる未利用者の割合が高いかと思うのです。利用しにくい制度になっているのではないかと思うのですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） 当町におけます平成27年4月1日現在の要支援、要介護認定者数は724名でございますが、そのうち、居宅及び施設等、何らかの介護保険サービスを受けている方は502名で約70%、介護保険サービスを何も受けられていない方は222名で30%の状況でございます。

介護保険の認定を受けている方でサービスを利用されていない理由としては、個人の考え等でいろいろあるところではあると思われましますが、主な理由といたしまして、例えば、介護保険サービスをいざ利用しようとしても、利用決定までに時間がかかることから、今のうちに介護認定だけは受けておこうと考えられている方、それから、福祉サービスを受ける上で、介護認定の要件が必要なサービス、例えば福祉有償運送法による移送サービスなどにつきましては交付でございますけれども、そのような介護保険サービス以外の福祉サービスを利用するために介護認定を受けられているという方がいらっしゃる。

それから、もう一つは、民間の例えば生命保険会社で公的介護保険制度の認定がされれば、介護一時金とか介護年金が支給される、また、要介護認定者の肉親が帰省される場合などに航空運賃などの運賃割引が受けられるというような民間サービスもあるというふうにお聞きしております。

等々の理由によりまして介護認定だけを受けられることから、サービス未利用者の割合が約30%の状況となっているところであるということでございます。

ご質問は、サービスが利用しにくいためにサービス未利用者が多いのではないかということですが、今申し上げました理由によりまして介護保険サービスを利用していない状況であることから、決してサービスが利用しにくい制度であるというふうには考えてはおりません。サービスが必要な方には、ケアマネジャーが親身になって相談に応じ、ケアプランに基づきまして適切なサービスを提供しているところでございます。

なお、実際に要介護、要支援の認定に至るまでに、認定調査や審査会での判定等が必要なため、確かに時間を要するということにはなっていますが、早急なサービス提供が必要な場合につきましては、認定調査後に暫定的にサービスを利用することも可能であることから、今後は、こういった事前に介護認定を受けなくても、急な介護サービスが必要な場合には利用できるということを広く町民の皆様にお知らせしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） そうすると、今、要介護認定724名のうち222名ということで3割です。3割であれば、利用しにくいということにはならないですね。わかりました。

今、課長の説明の後段に緊急なサービス提供ということがありました。認定制度は、1カ月ぐらいとか、結構な時間がかかりますね。そうすると、早急なサービス提供、緊急なサービス提供が必要な場合は、一時的に、前倒しでサービスの利用が可能で、後で手続をするという形だと思うのですけれども、これは知らない人が多いですよ。

たまたま、今週、同窓会がありまして、同級生の親がこちらに住んでいるので、東北や東京などからみんなが帰ってくるのですけれども、今回、介護施設に入りたいのだけれどもという相談を受けていて、結局、認定までには1カ月か2カ月かかるよという話をしていました。

私は、介護サービスを前倒しで利用できるということを初めて知ったのですが、これはいつからやっていたのか、そして、その周知というのがちょっと遅いのではないかと思うのです。今、課長は広く知らしめたいと言っていました。それは、どういう形で、いつやっていくのか、そこら辺をお願いいたします。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） この暫定的にサービスを利用していただくという制度につきましては、2000年の介護保険制度がスタートしてから既に実施できるようになっております。

周知の件ですが、確かに、こういったことを知らなくて、先ほどのサービス未利用者の増加につながっているのではないかというところにもかかわってくるというふうに私も感じております。

先ほどもお話ししましたが、今後は、親身になって相談、プランをつくっていただけるケアマネジャー、それから、さまざまな老人クラブでのお知らせなど、そういったところを活用させていただきながら、周知をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） これは、前倒しで利用できるということですから、親の介護となってくると認定に時間がかかると。ましてや、東京や仙台などから行ったり来たりするのも大変ですし、文書でやりとりをするにしても、なかなか忙しいということもあるので、そういった点では、窓口にしても、あるいは広報にしてもそうですけれども、もう制度ができたときからありますよということではなくて、これは、むしろ一番使える制度ですから、ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

認知症の高齢者数が2025年に最大700万人に達するとの推計が厚生労働省から発表になりました。政府は、認知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランを策定したところですが、当町の対応をお伺いすると同時に、次の質問の認知症サポーターの要請と活動支援、また、ジュニアサポーターの取り組みも含めまして、あわせて答弁をお願い申し上げます。

○議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 新オレンジプランに対応した町としての対策はどのような質問でございます。

新オレンジプランにつきましては、先ほど議員が述べられましたとおり、日本国内での認知症の人は、平成24年度で約462万人、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年度には約700万人前後となり、認知症の人は、現在の約7人に1人から約5人に1人に上昇するとの推計結果が示されてございます。

このような状況から、国では、平成37年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとして、平成24年度に策定されました認知症施策推進5か年計画、これは前のオレンジプランでございますけれども、それを改め、本年1月に、新たに認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定したところでございます。

洞爺湖町の高齢者及び認知症の人の現状でございますけれども、平成27年3月末現在の高齢者人口は3,617名で、高齢化率が38.4%となっておりでございます。当町の高齢化率は、国の想定するスピードよりもかなり速く高齢化が進んでいる状況と考えてございます。

また、当町の平成26年度中の要支援、要介護認定者につきましては911名ということで、これは、年度内死亡者、転出者、更新未実施者を含んでいる数字でございますけれども、そのうち528名の方が何かしらの認知機能の低下が認められる状況にあります。

さらに、要介護認定等を受けていない高齢者の中にも、認知機能の低下が心配される人が多くいると考えられてございます。

反面、認知症の診断を受けている方は335人と要介護認定者の半数にも満たない現状となっております。

また、認知症を疑われる症状があっても専門医の受診を拒否される方も多く、認知症に対する早期診断、早期対応を推進する上での大きな課題となっております。

次に、町としての新オレンジプランを踏まえた対策でございますが、今現在実施しており

ます内容、また、計画中の内容について、幾つかご紹介させていただきます。

まず、認知症への理解を深めるための普及啓発活動でございます。

この活動に際しましては、介護予防講演会、地域包括ケア会議等の開催を行ってございます。また、洞爺湖ケアネットワーク講演会ですが、これは3月に実施済みの事業でございます。また、小中学生を対象とした認知症ジュニアサポーター養成講座の実施は、現在計画中でございます。

次に、認知症の実態に応じた適時適切な医療介護の提供として、地域包括支援センター体制の充実による相談体制の強化、認知症地域支援推進員の配置、適切な医療や介護につなげるため、認知症疾患医療センター、近隣市町では日赤病院とミネルバ病院が認知症疾患医療センターとなっております。これら病院と連携し、認知症の早期発見、早期対応体制の構築を進めたいと考えてございます。

続きまして、地域包括ケアシステム会議による医療、介護、福祉、保健等専門職との情報の共有と課題等の整理の推進を今年度も行ってまいりたいと考えてございます。また、町内の医療・福祉・介護施設等との連携強化も進めてまいります。

続きまして、認知症の人を含む高齢者に優しい地域づくりの推進といたしましては、地域包括ケア会議による徘徊搜索模擬訓練の実施、地域包括ケア会議による町民、民生委員、福祉委員、自治会役員等による認知症になっても安心して暮らせる地域づくりについての検討を、これは交流会形式で実施したいと考えてございます。

また、町内事業所の専門職に講師登録をいただき、自治会、老人クラブ等に介護予防、認知症予防等の講師を派遣する地域介護予防等活動支援事業を本年度から実施する予定でございます。

以上、今現在、いろいろと実施または計画しております内容についてご説明申し上げましたけれども、まだまだ不十分な点も多いと思いますので、これからも関係機関や関係事業所等との連携を密にさせていただき、新オレンジプランが目指す認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、努力していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 皆見健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆見 亨君） ジュニアサポーターの計画もございましたけれども、その前に、私のほうから、認知症サポーターの養成の関係でお答えさせていただきたいと思います。

認知症サポーターの養成講座につきましては、毎年度、希望のある団体等を対象に開催いたしているところでございます。1回の講座で約2時間程度で、認知症の正しい知識、付き合い方等を理解して、偏見を持たない認知症の人や家族に対して温かい目で見守る、自分なりにできる簡単なことから実践をするということで認知症サポーターの養成講座を開催しているところでございます。

受講者数でございますが、これまでに455名の方が受けられてございます。今年度の養成

講座の開催予定といたしましては、以前にも民生委員の講座を開催したのですが、新しく民生委員になられた方もいらっしゃいますことから、再度、地域の身近な相談者である民生委員を対象とした講座を開催したり、町職員を対象とした講座の開催も現在検討しているところでございます。

今、認知症サポーターは、全国で600万人を超えております。認知症になっても安心して暮らせるまちを目指しまして、今後も、年齢や職業を問わず、一人でも多くの認知症サポーターの養成を図ることとしているところでございます。

○議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） 認知症ジュニアサポーターの今現在の取り組み状況について、私のほうからご説明申し上げます。

町としまして、新オレンジプランの方針を踏まえ、町内の小中学生に、認知症という病気や認知症の方への支援のあり方を正しく理解し、高齢者を敬う心を育て、困った人がいたら勇気を持って助けることができる地域づくりを目指しまして、教育委員会並びに各小中学校の協力をいただき、道徳の時間などを利用した認知症ジュニアサポーターの養成講座を開催できないか、現在、調整をお願いしているところでございます。各小中学校におきましては、今現在、ご検討いただいている段階でございます。

また、昨年度より開催しております認知症の普及啓発を目的といたしました地域包括ケア会議での徘徊搜索模擬訓練につきましても、各学校に対し、児童生徒の訓練の参加についてご協力をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） たくさんあって、整理するのが大変ですが、洞爺湖町における高齢者数が直近の数字で3,617名、38.4%ということです。

ことしの総務省統計局のデータでは、日本の全人口の年齢を足して、その合計を人口で割ると、日本人の平均年齢は46歳なのです。ということは、ことしの段階で、1億2,000万人いる日本人の平均の真ん中ではかったときには46歳で、10年後は50歳と言われているのです。そうすると、今のお話からいくと、高齢化が予想以上に加速しています。今の日本の平均年齢が46歳で、シンガポールなどでは34歳と言われているので、ポテンシャルがかなり違うなという形があります。

そういった面では、ますます高齢化が加速して、答弁にもありましたように、医療、介護、介護予防など、包括的に確保される地域包括ケアシステムが非常に大事ですし、今、課長が言っていた介護予防講演会は、ちょうど今週チラシがあったので、僕も回覧を見ました。僕はこれをやっていないと思っていたのですが、きのうチェックしていたら、やることがわかりました。きょうの一般質問でこのことを言おうと思ったのですが、逆に僕が知らなかった状況でした。ぜひ、こういう形でいろいろ進めていただきたいと思います。

また、3月末に洞爺湖ケアネットワーク講演会がたしかありましたね。ああいう形で新聞にも出ていましたので、ぜひ、町民の皆さんに身近な中で、認知症とかそういうものに対する考え方を啓蒙していただきたいと思います。

最後の質問になりますが、先ほどと重複したところもありますが、認知症地域支援推進員の配置の考えと、認知症者の介護者への支援体制について改めて伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木良一君） 山本健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（山本 隆君） まず、認知症地域支援推進員の配置の考えはとのご質問でございます。

町では、本年4月から、認知症地域支援推進員の配置を前提に、地域包括支援センター職員の充実、これは内部異動でございますけれども、行っております。

また、当初予算において、推進員の資格要件であります研修会受講のための旅費を計上させていただき、今、保健師1名の研修受講を予定しているところでございます。

なお、国においては、認知症地域支援推進員の資格要件について、平成30年4月からの全市町村の実施を視野に、今後3年間で推進員の資質を確保しながら量的な拡大を図る必要性があると判断され、認知症施策総合推進事業実施要綱を改正し、推進員の資格要件を緩和するとの情報もありますが、現在のところ、改正後の実施要綱は国から示されておらず、また、推進活動を行う上で有すべき知識の確認と資質の向上を図るためにも、国もしくは北海道等が開催する認知症地域支援推進員関係研修の受講修了を前提に、認知症地域支援推進員の配置を進めることとしてございます。

次に、認知症の介護者への支援体制についてとのご質問でございます。

介護者への支援体制につきましては、現在は、介護者の集いの開催を中心に、介護者間の交流や介護技術などの情報交換を主な内容として実施しているところでございます。

また、先ほどの健康福祉課長の答弁にもありましたけれども、第6期介護保険事業計画策定時の高齢者の方々の日常生活の課題や生活実態等についてのアンケート調査では、家族の都合により臨機応変に対応してくれるショートステイやデイサービスを希望される介護者が多いとの結果が出ておりました。まだまだ支援内容について十分把握できたとは考えておりません。今後は、介護者の集いや介護予防講演会などのあらゆる機会を捉え、情報の収集を進めるとともに、本年度配置を予定している認知症地域支援推進員の活動の中で、介護者の現状や介護者が求める支援の内容を把握し、新オレンジプランにも盛り込まれております介護者の精神的、身体的な負担を軽減する観点からの支援や、介護者の生活と介護の両立を支援する取り組みなど、介護者が求める支援につながるよう、医療・介護・福祉関係機関とも連携を図り、支援体制の整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、本年4月には、町内の社会福祉法人により、在宅の認知症の人を対象とした認知症対応型通所介護施設——デイサービスでございますけれども、これが開設されております。また、施設におきましては、5月に、男性の介護者を対象とした男性介護者のつどいを開催

するなど、介護者支援に積極的に取り組んでおられます。町といたしましても、このような民間のお力もおかりした中で、少しでも介護者の方の負担軽減が図られるよう、介護者の利用促進について情報提供を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木良一君） 下道議員。

○13番（下道英明君） 説明、ありがとうございます。

要は、支援推進員の配置というのは、国、道の研修会開催後に設置していくという形で認識してよろしいですね。また、認知症の介護者への支援対策は、介護者の集いと、また、介護講演会などを通じて実施していくということによいですね。わかりました。

ぜひ、行政、医療機関、福祉機関とも連携しながら、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりに向け、支援体制の整備に努めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木良一君） これで、13番、下道議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時34分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成27年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員